

第 3 次三木市環境総合計画  
素案  
(案)

2020 年 11 月  
三木市







# ▶▶ 第1章 計画の基本的事項 ◀◀

## 1. 計画の策定の背景及び目的

### (1) 計画の策定の背景

~~~~~「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択~~~~~

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030年までの世界共通の目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。「SDGs」は、その理念に「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを掲げ、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。同時に、複数の課題を統合的に解決するとともに、1つの行動が複数の側面に利益を生み出す特徴を持っています。

「SDGs」には、気候変動をはじめ、海洋保全や生物多様性など、経済・社会・環境を巡る幅広い目標が掲げられています。17の目標の達成に向けては、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととなっています。国は2016年5月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を内閣に設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を作成、2019年12月に改定を行っています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGs」の17の目標

出典：国際連合広報センター

## 地球温暖化に関する国内外の動き

2015年12月の「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で、国際社会が2020年以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組である「パリ協定」が採択されました。同協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を行うことや今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることをめざしています。

国は、「緩和策」として、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」に基づき、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を2030年度時点に2013年度比で、26%削減するための取り組みを行っていきとしています。また、2018年7月に策定した「第5次エネルギー基本計画」では、「徹底した省エネルギー社会の実現」、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」、「水素社会実現に向けた取組の抜本強化」、「二次エネルギー構造の改善」等の施策が盛り込まれています。

なお、現在、国は2050年カーボンニュートラルに向け、「地球温暖化対策計画」及び「第5次エネルギー基本計画」の見直しを開始しており、次世代型太陽電池、カーボンリサイクル等の実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進するとしています。

一方、「パリ協定」の採択以降、国際社会では、温室効果ガス排出量の削減等の「緩和策」に加え、気候変動の影響に対する「適応策」に関する取り組みが進められています。国は「気候変動適応法」に基づき、2018年11月に策定した「気候変動適応計画」の中で、気候変動の影響による被害の回避・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築するとしています。同時に、地方公共団体に向けた計画策定のためのマニュアル作成、国立環境研究所による技術的助言等の充実、説明会の開催等による地域版の「気候変動適応計画」の策定と実施を支援し、都道府県及び市町村における情報収集・分析・提供等を行う際の拠点となる適応センターを確保するとしています。

兵庫県は、2017年3月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」で、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26.5%削減することとし、「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を示しています。



緩和策と適応策 出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

## 資源循環に関する国内外の動き

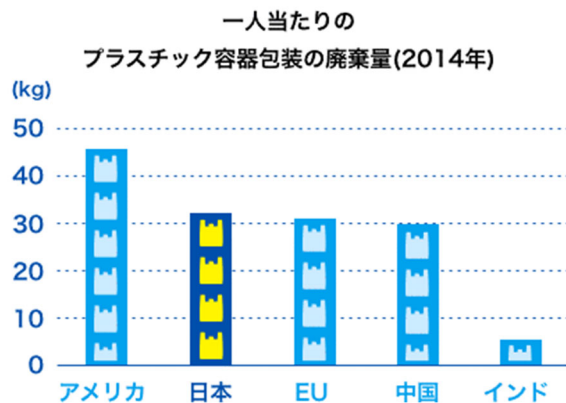
近年、海洋ごみに含まれる廃プラスチックによる汚染が世界で広がり、マイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）が生態系に及ぼす影響が懸念されています。

国際社会では、2018年6月のG7シャルルボアサミットで、「海洋プラスチック憲章」を採択すると同時に、2019年6月のG20大阪サミットで、世界の共通のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。

国は、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030年までにワンウェイプラスチックの排出を累積で25%抑制する、容器包装の6割をリユース・リサイクルする、再生利用の倍増、バイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げています。さらに、レジ袋の有料化が行われるとともに、可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチック使用、海洋ごみの実態把握のためのモニタリング手法の高度化等に取り組むこととしています。

また、環境省は、レジ袋の有料化をきっかけに、プラスチックごみ問題を考え、レジ袋の使用を辞退することが当たり前となるよう、人々の意識の変革を目指す「レジ袋チャレンジ」を推進しています。

## 主要な地域・国の中で 2番目に多い 日本のプラスチックの廃棄量



出典：環境省（国連環境計画(UNEP)）2018年度報告書より

一方、食品ロスについては、国が2018年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」の中で、「SDGs」の指標を踏まえ、家庭から発生する食品ロスの量を2030年度時点に2000年度比で半減させる目標を掲げています。

また、2019年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図る、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくこととしています。さらに、10月を食品ロス削減月間、10月30日を食品ロス削減の日とし、啓発資材の提供、イベント等を開催して普及啓発活動を進めることとしています。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜「第五次環境基本計画」の策定〜〜〜〜〜〜〜〜

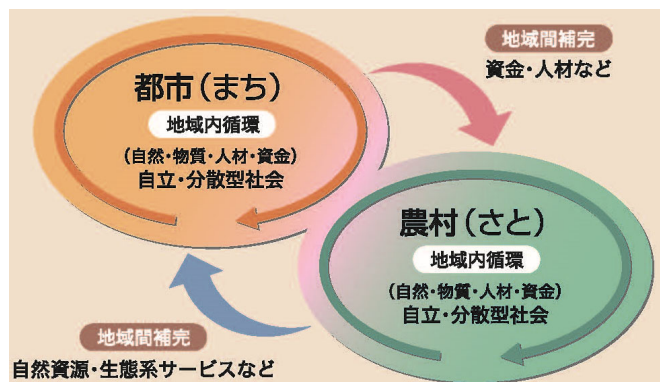
国は、2018年4月に「環境基本法」の第15条に基づいて、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」を策定しています。内容としては、「SDGs」の考え方を活用の上、環境・経済・社会の統合的向上に取り組み、経済や社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげるとしています。また、各地域が資源を持続可能な形で最大限活用の上、特性を強みとして発揮する「地域循環共生圏」を創出していくとしています。さらに、そうした地域の特性に応じて、資源を補完して支え合う取り組みを進めると同時に、幅広い関係者と連携を図っていくとしています。



地域循環共生圏のイメージ 出典：環境・循環型社会・生物多様性白書

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜「第5次兵庫県環境基本計画」の策定〜〜〜〜〜〜〜〜

兵庫県は、「第5次兵庫県環境基本計画」を2019年2月に策定し、基本理念に「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」を掲げています。また、「地域資源の循環とネットワーク化」、「環境・経済・社会の統合的向上」、「地域力の発揮」、「恵み豊かなふるさとひょうごの実現」を環境施策の展開に向けた基本的な考え方に据え、「低炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・快適」、「地域力」の環境分野ごとに施策展開を図っていくとしています。



地域資源の循環とネットワーク化のイメージ 出典：第5次兵庫県環境基本計画



## (2) 計画の策定の目的

現代の私たちの社会経済活動は、豊かな環境の基盤の上に成立しています。しかしながら、利便性や物質的な豊かさを生活にもたらし人類の活動は、環境汚染や地球温暖化に伴う大規模な自然災害の増加など、様々な影響が生じています。

三木市は、1999年3月に「三木市環境基本条例」に基づき、第1次計画となる「三木市環境総合計画」を策定し、市内における良好な環境の形成に向け、市民、事業者、三木市の各主体が一体となって総合的な環境施策を推進してきました。その後、2009年5月に第2次計画となる「第2次三木市環境総合計画」を策定し、今日まで環境行政の立場から各種取り組みを進めてきたところです。

この間、国内外の環境分野に関する動向では、「SDGs」をはじめ、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」、兵庫県の「第5次兵庫県環境基本計画」の策定など、国際社会、国、兵庫県においても様々な取り組みが進められています。さらに、近年では、豪雨等による河川の氾濫が原因となって各地で甚大な被害が発生するなど、地球温暖化の影響が一因として想定される災害等の規模は深刻さを増しています。

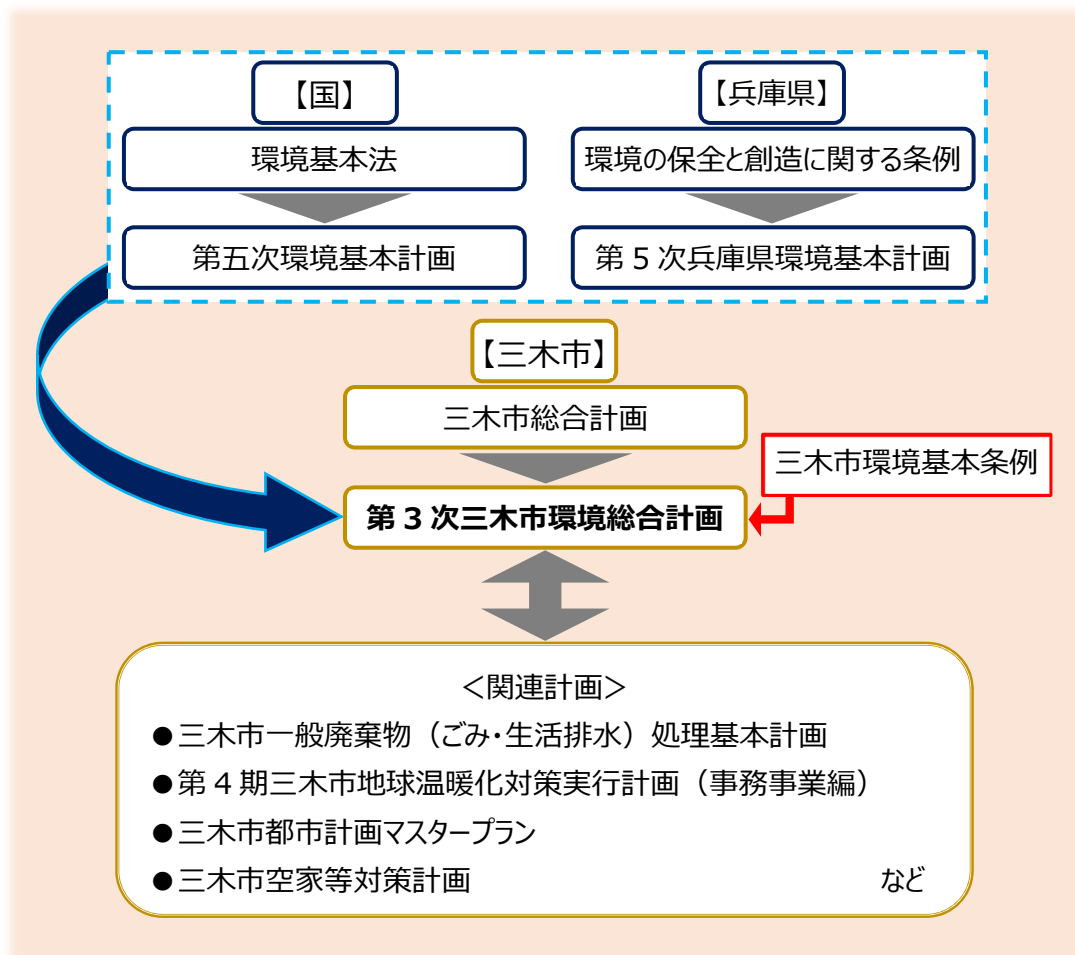
現在を生きる私たちの世代のニーズを満たしつつも、将来の世代が豊かに生きていくことが可能な社会を実現するためには、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、環境、経済、社会の統合的向上を図っていく社会に変革していくことが必要です。そのため、行政をはじめとした市民、事業者等の各主体の一人ひとりが地球規模における環境問題に対する意識を持ち続け、日常生活や事業活動の場面から環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの着実な実践に取り組んでいくことが求められます。

以上のようなことから、三木市としては、「三木市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において市民が健康で安全かつ快適な生活を享受しうる良好な環境の実現に資することを目的に、新たな三木市の環境分野に関する総合的な方針として「第3次三木市環境総合計画」を策定の上、市民、事業者と共に各種取り組みを進めていきます。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「三木市環境基本条例」の第 8 条に基づいて定めるもので、三木市の行政計画の最上位に位置する「三木市総合計画」を環境面から推進するものであると同時に、三木市における環境行政の根幹を担う計画として、他の行政計画と整合を図りつつ、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策及びその他の必要な事項を定めるものです。

また、国の「環境基本法」及び「第五次環境基本計画」、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」及び「第 5 次兵庫県環境基本計画」等の関連法令や条例及び上位計画等に準拠した計画となります。



### 3. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、地球温暖化等に関する内容を含む「低炭素」をはじめ、動植物や自然とのふれあい等に関する内容を含む「自然共生」、廃棄物等に関する内容を含む「資源循環」、公害やまちの景観等に関する内容を含む「安全・快適」の各分野及び、環境教育や環境保全活動等に関する内容を含む「地域力」の横断的な分野に区分され、次の内容を環境の範囲とします。

ただし、対象とする環境の範囲については、限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合は、適宜、視点の見直しを行うこととします。

なお、本計画では、これらの5つの項目に分類される内容を踏まえて基本目標を設定し、環境に関する取り組みを進めます。

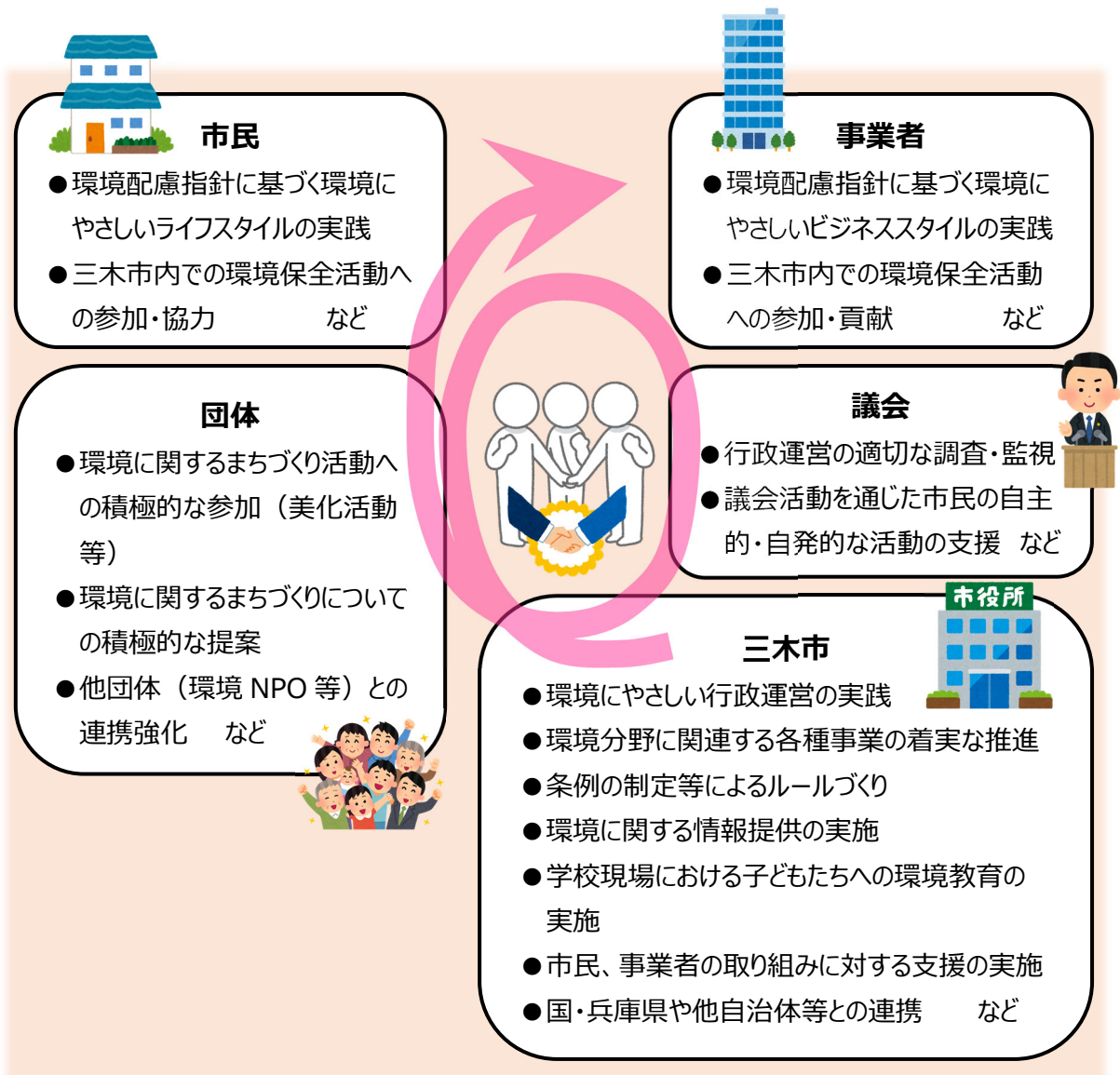


## 4. 計画の推進主体

本市のまちづくりの最上位計画である「三木市総合計画」では、計画の推進にあたり「チーム三木」（市民・議会・企業・団体・行政）で知恵を出し合いながら、まちづくりをすすめるとしています。

本計画の推進にあたっては、「チーム三木」の概念も参考にしつつ、市民や事業者、団体、議会及び三木市のそれぞれの主体が役割を自覚し、三木市内のより良い環境を守り育てるため、積極的な取り組みを進めていくことが求められます。

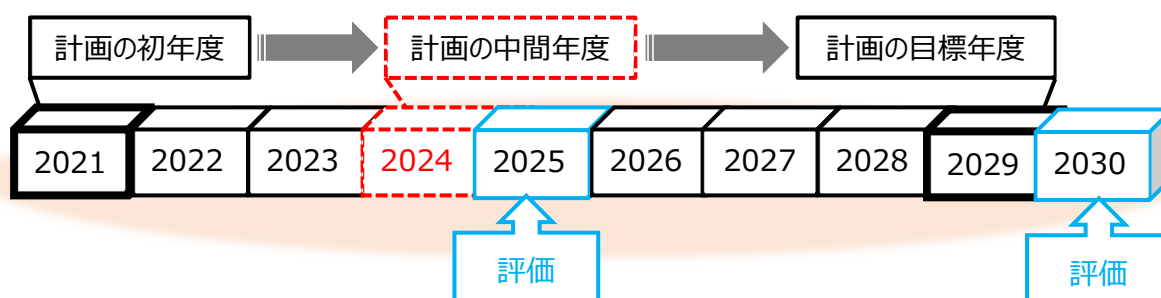
なお、本計画の推進主体とそれぞれが今後果たしていくべきと考えられる役割については、次のようになります。



## 5. 計画の期間

本市のまちづくりの最上位計画である「三木市総合計画」の期間は 2020 年度から 2029 年度の 10 年間とし、そのうち、基本計画については 5 年後に必要なに応じて見直しを行うこととなっています。

なお、本計画の期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間としますが、目標年度については三木市総合計画に合わせ中間目標年度を 2024 年度とし、計画の目標年度は 2029 年度とします。今後、本市を取り巻く環境分野に関する国内外の動向に変化等が生じた場合は、必要なに応じて計画の見直しを行います。



## ▶▶ 第2章 地域の概況 ◀◀

### 1. 位置・地勢

本市は、兵庫県の南東に位置し、加古川の支流、美嚢川が中央部を東西に流れ、美嚢川周辺には平野部が広がり、それを囲むようになだらかな丘陵地、台地で構成された緑豊かな自然に恵まれています。丘陵地には、ゴルフ場が多く、平野部には農村地帯が広がり、酒米山田錦の産地として有名です。また、歴史的な資源に恵まれ、古くから金物のまちとして栄え、湯の山街道沿いなどに歴史的なまちなみが残っています。

市域の面積は、176.51km<sup>2</sup>と東播磨地域の中では2番目に広く、神戸市、加古川市、小野市、加東市、三田市、稲美町の5市1町と接しています。1954年の市制施行以後、1965年から阪神間のベッドタウンとして神戸電鉄沿いを中心に自由が丘、緑が丘、青山等で、大規模な住宅開発が行われて急激に人口が増加し、仕事や日常生活において神戸市、小野市、三田市等の近隣市町との関係が深くなっています。

交通では、中国自動車道及び山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道など、高速道路網が形成されており、ゴルフ場をはじめ、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、山田錦の館、吉川温泉よかたん等の観光・レクリエーション施設には、多くの人々が訪れます。また、広域防災拠点やスポーツ振興拠点の役割を担う兵庫県立三木総合防災公園、新産業創造拠点として、ひょうご情報公園都市が整備されるなど、住みよいまちづくりや地域活力の向上に向けて発展を続けています。



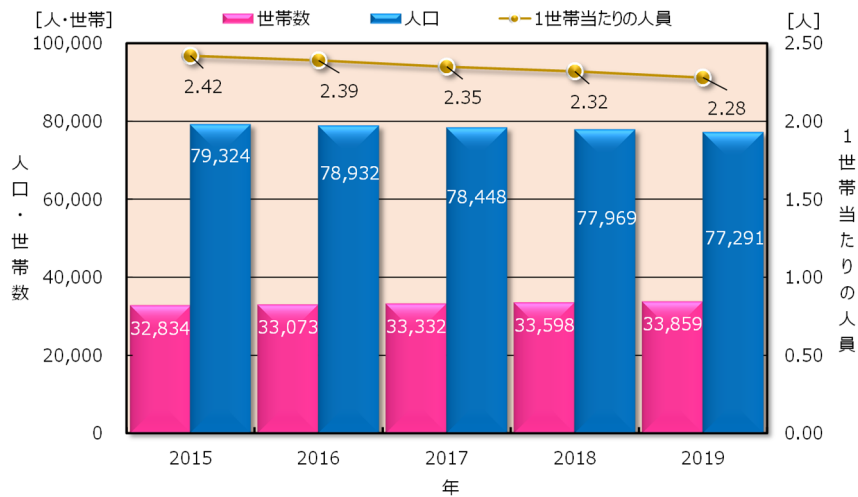
本市の位置図

## 2. 人口・世帯数

本市の人口は、2019年に77,291人となっており、2015年よりも2,033人減少しています。

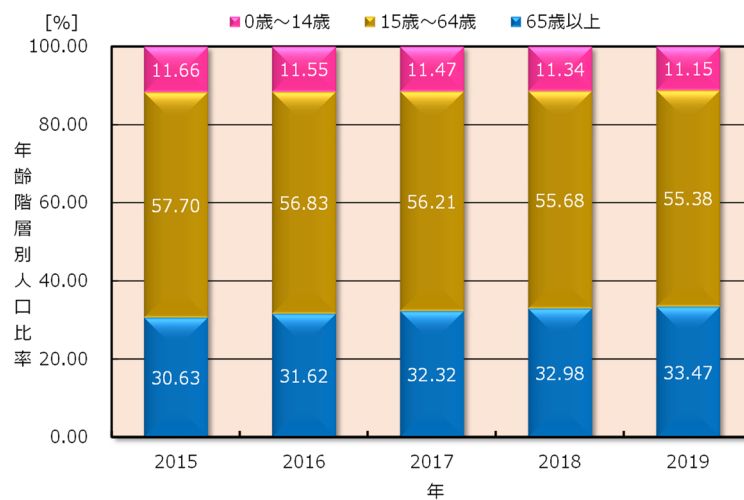
一方、世帯数は、2019年に33,859世帯となっており、2015年よりも1,025世帯増加し、1世帯当たりの人員も減少していることから、市内における核家族化が進んでいるものと思われます。

また、年齢階層別の人口の比率は、2019年に0歳～14歳（年少人口）が11.15%、15歳～64歳（生産年齢人口）が55.38%、65歳以上（老年人口）が33.47%となっており、少子高齢化が進んでいます。



人口・世帯数・1世帯当たりの人員数の推移 出典：三木市統計書

(各年9月30日時点)



年齢階層別人口比率の推移 出典：三木市統計書

(各年9月30日時点)

### 3. 土地利用・気象

#### (1) 土地利用

本市の土地利用の状況を見ると、2019年1月1日時点での総面積は、176.58km<sup>2</sup>で、その他(29.51%)を除いた場合、山林が占める割合が全体の23.93%と最も多くなっています。

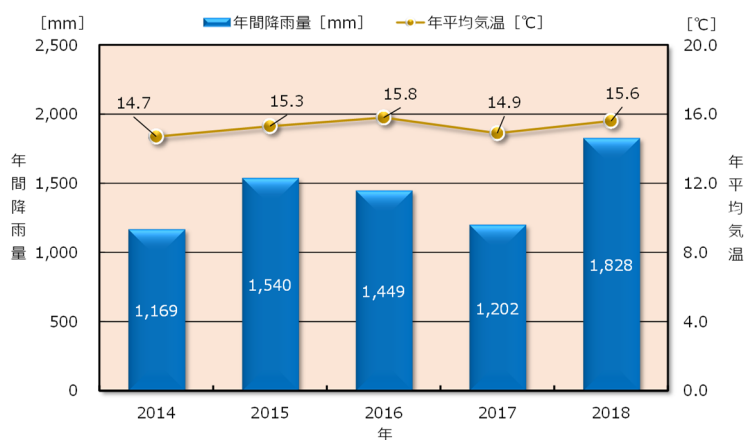
また、次に多くなっているものとしては、田の17.47%、雑種地の15.82%などとなっています。

| 項目  | 面積 [km <sup>2</sup> ] | 割合 [%] |
|-----|-----------------------|--------|
| 田   | 30.85                 | 17.47  |
| 畑   | 3.00                  | 1.70   |
| 宅地  | 15.01                 | 8.50   |
| 山林  | 42.25                 | 23.93  |
| 原野  | 5.42                  | 3.07   |
| 牧場  | 0.02                  | 0.01   |
| 雑種地 | 27.93                 | 15.82  |
| その他 | 52.10                 | 29.51  |
| 総数  | 176.58                | 100.00 |

土地利用の状況 出典：三木市統計書  
(2019年1月1日時点)

#### (2) 気象

市内の過去5年間における年間降水量及び年平均気温の気象の状況を見ると、年平均気温については14.7℃～15.8℃、年間降水量については1,169mm～1,828mmの間で推移しています。



| 年            |    | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  |
|--------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 気温 [°C]      | 最高 | 35.8  | 36.2  | 35.9  | 35.3  | 37.6  |
|              | 最低 | -4.3  | -3.9  | -7.2  | -4.6  | -6.6  |
|              | 平均 | 14.7  | 15.3  | 15.8  | 14.9  | 15.6  |
| 年間降水量 [mm]   |    | 1,169 | 1,540 | 1,449 | 1,202 | 1,828 |
| 平均風速 [m/sec] |    | 2.5   | 2.3   | 2.4   | 2.4   | 2.4   |

気象の状況 出典：三木市統計書

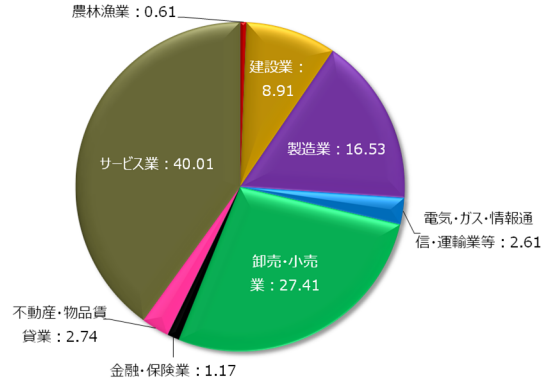


## 4. 産業・交通

### (1) 産業

#### 事業所

市内における事業所数は、2016年に3,254事業所、従業者数は34,347人となっています。事業所の割合では、サービスが最も多くなっており、全体の40.01%を占めています。次いで、卸売・小売業の27.41%、製造業の16.53%などとなっています。

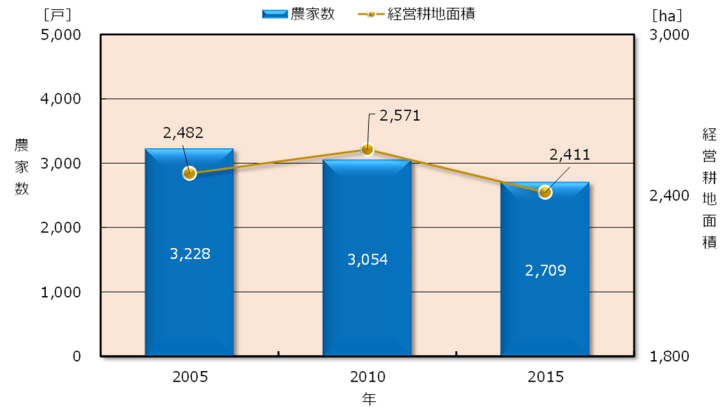


事業所の割合 出典：三木市統計書（2016年6月1日時点）

#### 農業

市内における農業の状況を見ると、農家数は2015年に2,709戸となっており、2005年より519戸減少しています。

また、経営耕地面積は、2015年に2,411haとなっており、2005年より71ha減少しています。

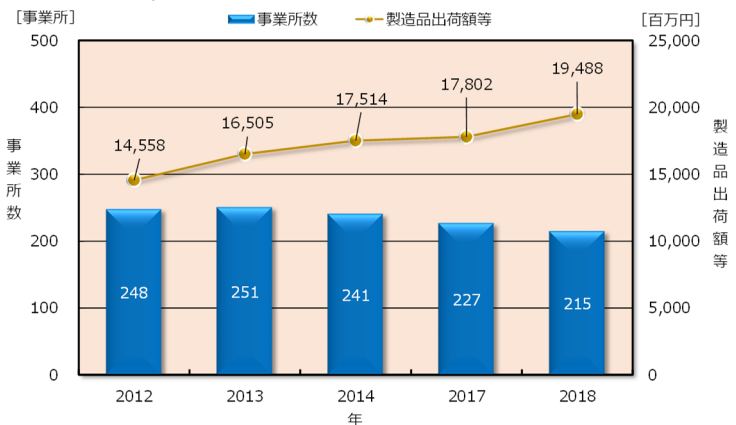


農家数と経営耕地面積の推移 出典：三木市統計書（各年2月1日時点）

#### 工業

市内における工業の状況を見ると、事業所数は2018年に215事業所となっており、2012年より33事業所が減少しています。

また、製造品出荷額等は、2018年に19,488百万円となっており、2012年より4,930百万円増加しています。



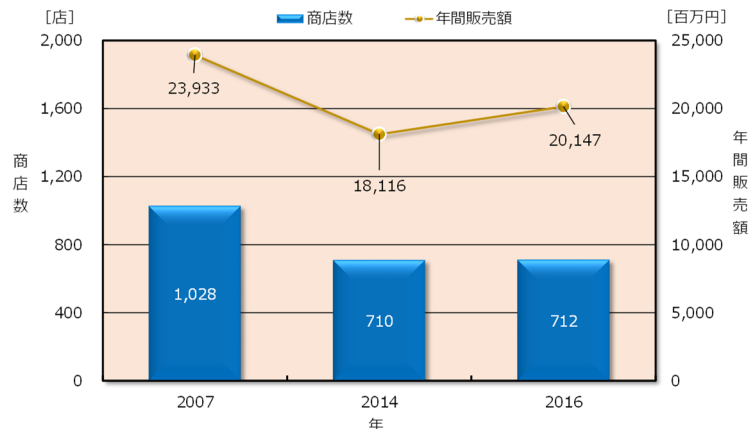
事業所数と製造品出荷額等の推移 出典：三木市統計書

(2017年・2018年は6月1日時点、それ以外は各年12月31日時点)

## 商業

市内における商業の状況をみると、商店数は2016年に712店となっており、2007年より316店減少しています。

また、年間販売額は、2016年に20,147百万円となっており、2007年より3,786百万円減少しています。

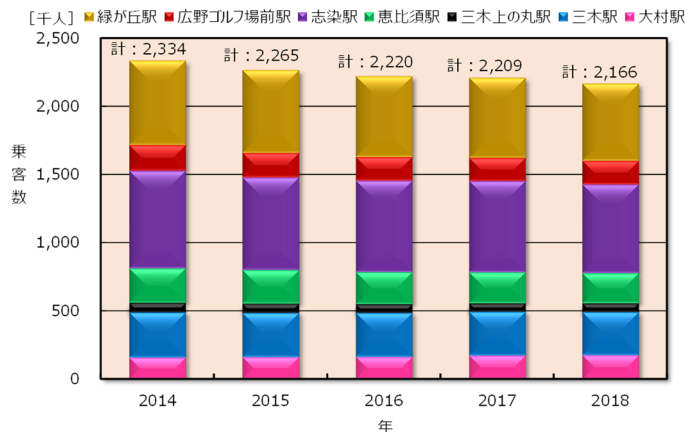


商店数と年間販売額の推移 出典：三木市統計書

## (2)交通

### 鉄道

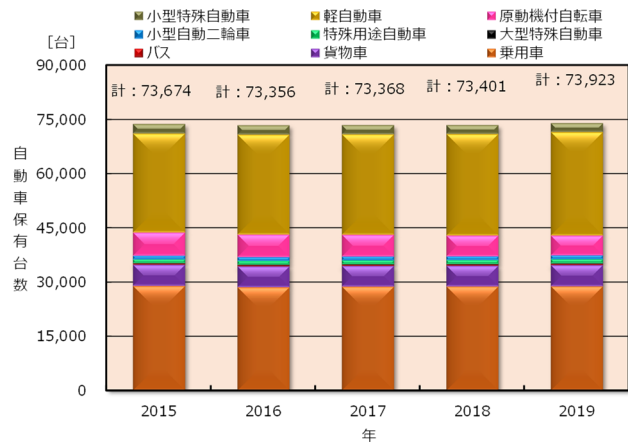
市内における神戸電鉄の乗客数をみると、2018年は2,166千人となっており、2014年より168千人減少しています。



神戸電鉄の乗客数の推移 出典：三木市統計書

### 自動車

市内における自動車保有台数をみると、2019年は73,923台となっており、2015年より249台増加しています。



自動車保有台数の推移 出典：三木市統計書（各年3月31日時点）

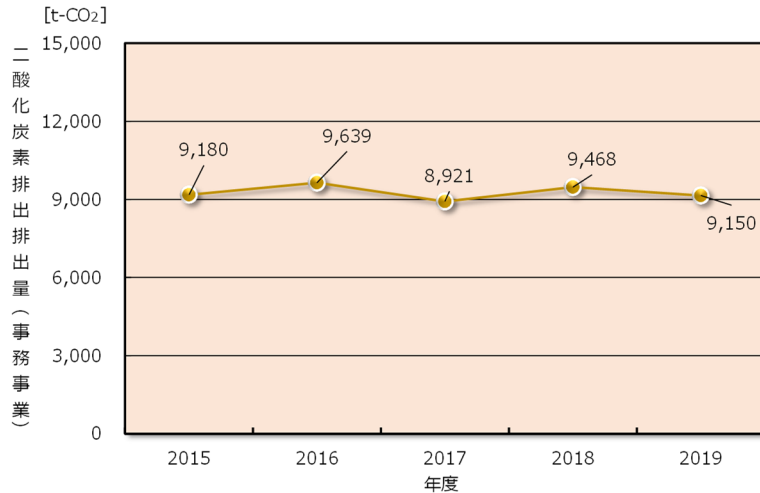
# ▶▶ 第3章 環境の現状と課題 ◀◀

## 1. 低炭素

### (1) 現状

#### ~~~~~行政活動における二酸化炭素排出量~~~~~

本市が行政活動を行う際に排出する二酸化炭素の量（事務事業）を見ると、2019年度に9,150t-CO<sub>2</sub>となっており、2015年度よりも30t-CO<sub>2</sub>減少しています。

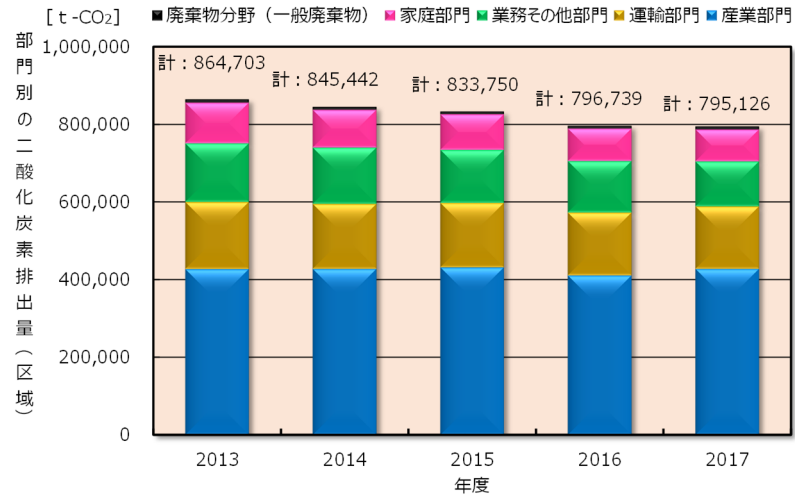


二酸化炭素排出量（事務事業）の推移 出典：三木市

#### ~~~~~区域における二酸化炭素排出量~~~~~

市内から排出される二酸化炭素の量を見ると、2017年度に795,126t-CO<sub>2</sub>となっており、2013年度よりも69,577t-CO<sub>2</sub>減少しています。

また、2017年度の部門別の排出量の割合では、産業部門からの割合が最も多く、全体の53.8%を占めています。



二酸化炭素排出量（区域）の推移

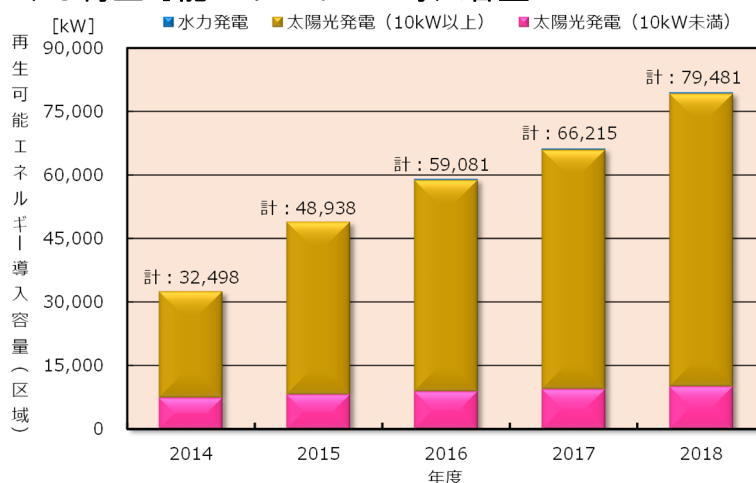
出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

| 年度   | 産業    | 運輸    | 業務その他 | 家庭    | 廃棄物  |
|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 2013 | 49.4% | 20.0% | 17.5% | 12.2% | 1.0% |
| 2014 | 50.6% | 19.8% | 17.2% | 11.6% | 0.9% |
| 2015 | 51.8% | 19.9% | 16.4% | 11.0% | 0.9% |
| 2016 | 51.5% | 20.4% | 16.6% | 10.6% | 0.9% |
| 2017 | 53.8% | 20.3% | 14.6% | 10.4% | 1.0% |

二酸化炭素排出量（区域）の推移 出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

~~~~~区域における再生可能エネルギーの導入容量~~~~~

市内における再生可能エネルギーの導入容量を見ると、2018年度に79,481kWとなっており、2014年度よりも46,983kW増加しています。



再生可能エネルギーの導入容量の推移

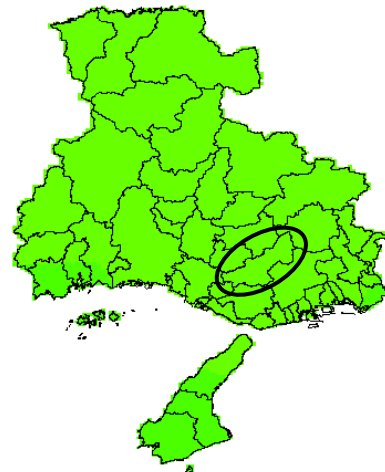
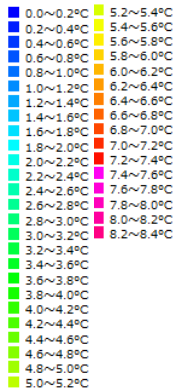
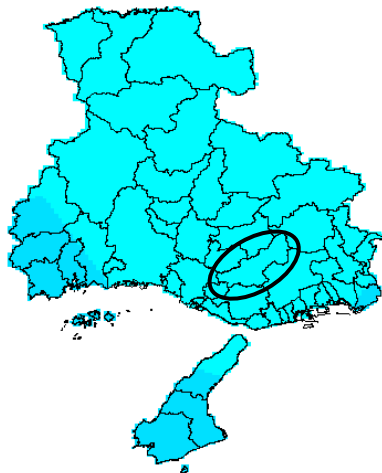
出典：地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

~~~~~気候変動の影響~~~~~

環境省及び国立環境研究所の「気候変動適応情報プラットフォーム」の情報を基に、1981年から2000年を基準期間とした今世紀末（2081年～2100年）時点での市内における気候変動の影響に関する予測の主な結果は、次の通りです。

- ①年平均気温…RCP\*2.6では、年平均気温の上昇が2℃程度に抑えられています  
が、RCP\*8.5では、年平均気温の上昇が4℃程度になることが予測されています。

※：Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略称。RCPに続く数値が大きいほど、2100年における放射強制力（地球温暖化を引き起こす効果）が大きいことを意味する。



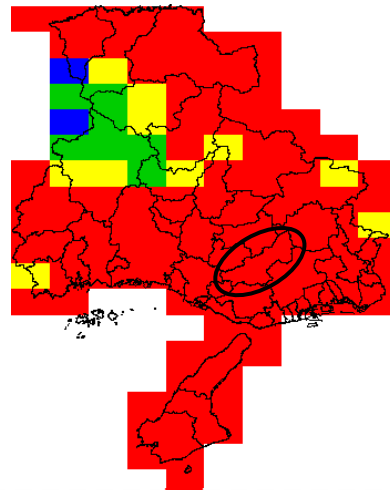
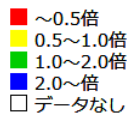
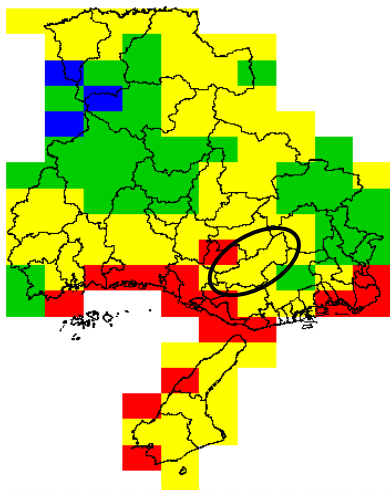
(左) RCP2.6

今後すぐに強力な温室効果ガスの排出規制行われた場合。

(右) RCP8.5

温室効果ガスの排出が今後も継続して増加した場合。

②コメ収量（品質重視）…RCP2.6 では、コメの収量（品質）が0.5倍～1.0倍程度に抑えられています。RCP8.5では、コメの収量（品質）が0.5倍程度になることが予測されています。



(左) RCP2.6

今後すぐに強力な温室効果ガスの排出規制行われた場合。

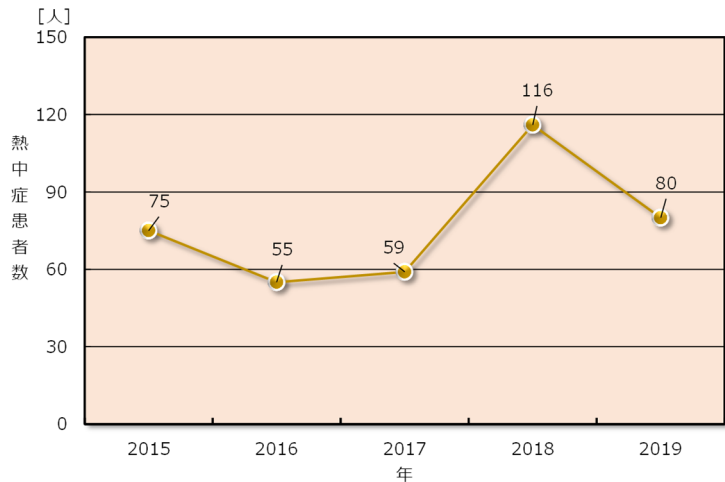
(右) RCP8.5

温室効果ガスの排出が今後も継続して増加した場合。

[注] 本予測結果については、特定のシナリオに基づく予測であり、種々の要因により、実際とは異なる現象が起こる可能性（不確実性）を含む

## 熱中症患者数

市内における救急搬送された熱中症患者数を見ると、2019年に80人となっており、2015年より5人増加しています。2019年の内訳では、軽症が65人で最も多く、次いで、中等症の14人、重症の1人となっています。

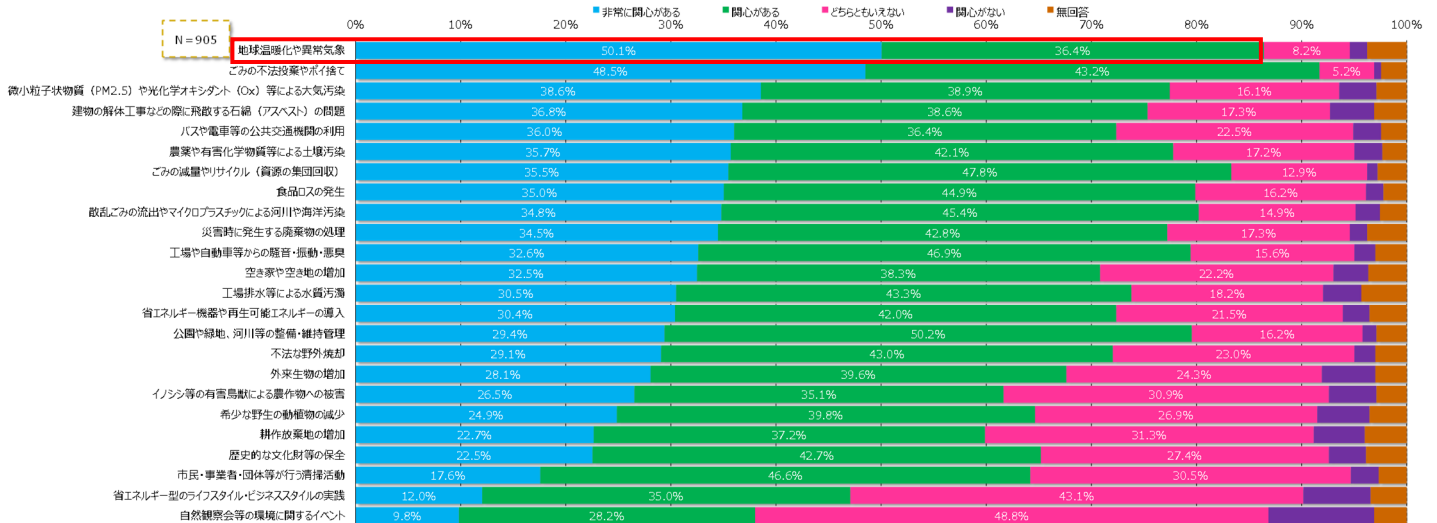


救急搬送された熱中症患者数の推移

出典：三木市

## 市民の環境への関心

市民のアンケート調査結果を見ると、地球温暖化や異常気象に関心があるとの回答が最も多くなっています。



市民の環境に対する関心度

## (2) 課題

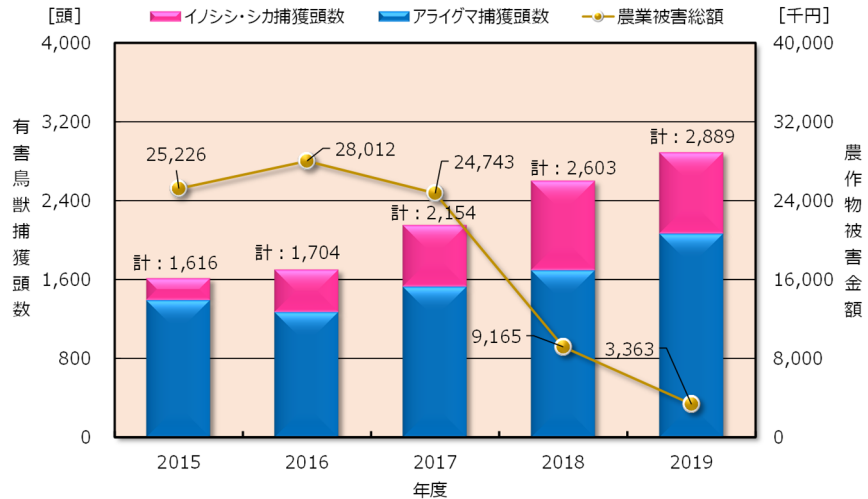
- 行政活動及び市域の二酸化炭素排出量は減少していますが、今後も削減に向けて市民、事業者、三木市のそれぞれが国が提唱する「COOL CHOICE」などの省エネルギー行動を行うことが必要です。
- 再生可能エネルギーの導入容量は増加していますが、今後も引き続き、環境負荷の低いエネルギー利用に努めていくことが必要です。
- 地球温暖化や異常気象に対する市民の関心は高く、温室効果ガスの排出抑制策と熱中症予防などの気候変動の影響に適応できるように取り組むことが必要です。



## 有害鳥獣

市内における有害鳥獣の捕獲頭数を見ると、2019年度に2,889頭となっており、2015年度より1,273頭増加しています。

また、農作物への被害金額は、2019年度に3,363千円となっており、2015年度より21,863千円減少しています。



有害鳥獣捕獲頭数・農作物被害金額の推移 出典：三木市

## 自然とのふれあい

市内には、「兵庫県立三木山森林公園」があり、東播磨地域の里地・里山の復元を目指し、園内にススキやチガヤの草原等が造成され、沢山の植物や昆虫、鳥が生きる場づくりが行われると同時に、カエルやメダカを間近に観察できる池や水辺空間の整備が進められています。同園については、環境省により、「生物多様性保全上重要な里地里山」として選定されています。選定理由としては、生物多様性に富んだ公園づくりに取り組んでおり、森林、草原、水辺など多様な動植物の生息空間が形成され、里地里山に特徴的な動植物が多く生息しているためとしています。

また、本市では、学校における子どもが自然とふれあうことのできるビオトープの設置や整備も行われています。

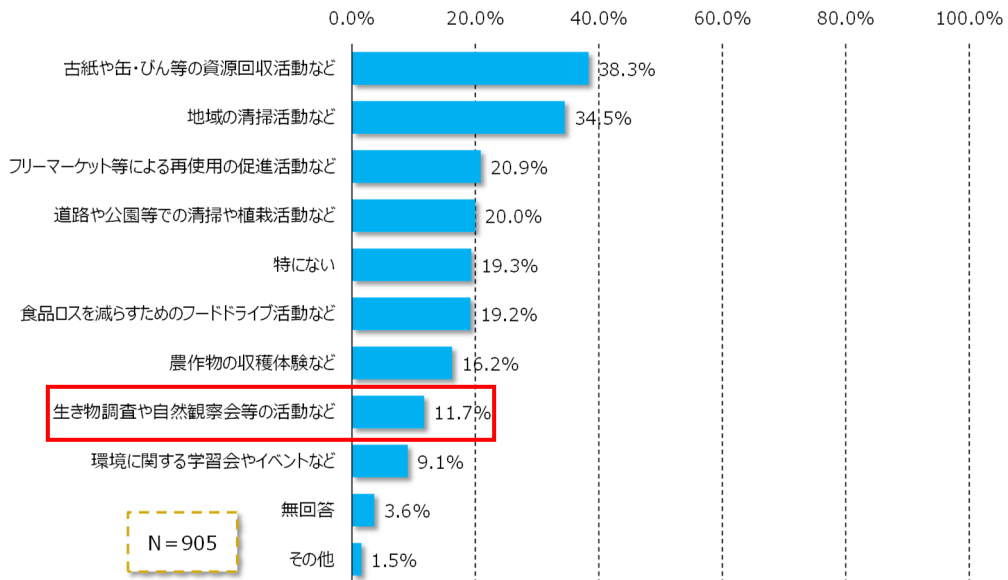


兵庫県立三木山森林公園



~~~~~市民が取り組んでみたい活動~~~~~

市民のアンケート調査結果を見ると、生き物調査や自然観察会等の活動などに取り組んでみたいとの意見は少数でした。



市民が取り組んでみたい活動

(2) 課題

- 生きもの調査や自然観察会等の活動などに取り組んでみたい市民の割合は少数でした。そのため、希少野生動植物の保護活動に取り組む市民や民間団体等と連携・協力し、情報収集活動とともに、活動に対する積極的な支援に努め、生物多様性に関する取り組みを実施する際の基礎資料として活用を図っていくことが必要です。同時に市民に対する生物多様性の保全に向けた意識の高揚に努めていくことが求められます。
- 外来生物については、兵庫県や周辺自治体等の関係機関と連携の上、情報共有と侵入防止対策に努めていく必要があります。
- イノシシやシカをはじめとする野生鳥獣による農林水産業への被害の軽減対策として、防護柵の効果的な設置、個体数の調整、狩猟免許の取得費用の助成による新規狩猟者の育成などに取り組んでいくことが必要です。
- 自然とのふれあいの場については、関係機関と連携の上、施設の維持管理をはじめとした整備と同時に、体験型の環境学習の開催などによる有効活用を進めていくことが必要です。
- 農作物の地産地消に向けて、直売所での販売による流通や学校給食での積極的な利用に努めていくとともに、環境への影響が少ない農業に取り組んでいく必要があります。同時に、農業従事者に対する技術指導をはじめとした各種支援を実施していくことが求められます。

### 3. 資源循環

#### (1) 現状

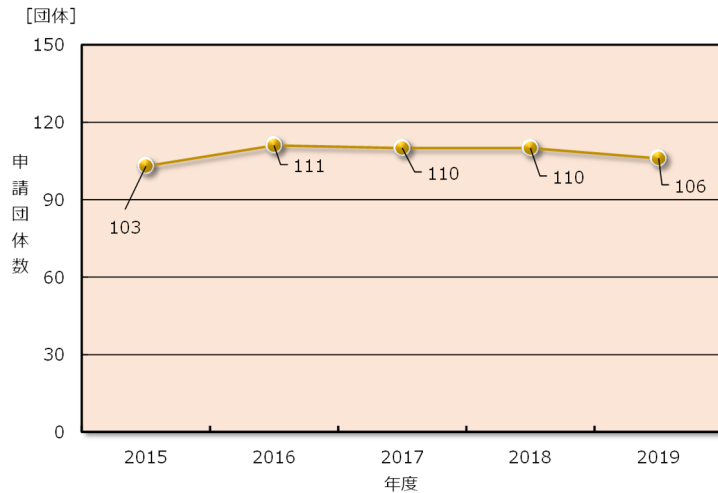
調整中

(ごみの排出量【総排出量・1人1日あたりの排出量・リサイクル率など】を掲載予定)

地域における資源の集団回収活動

本市では、ごみの減量化及び資源化、リサイクル意識の向上による集団回収運動の活性化を図るため、資源ごみの集団回収を行う市内の団体に対し、集団回収運動奨励金とリサイクル活動奨励金を交付しています。

その集団回収運動奨励金に係る申請団体数を見ると、2019年度に106団体となっており、2015年度より3団体増加しています。



集団回収運動奨励金の申請団体数の推移 出典：三木市

ごみに関する啓発活動

本市では、「広報みき」やホームページ、スマートフォンアプリを活用し、ごみの分別や収集後の処理の流れなどの情報発信に努めています。

また、自治会を通じたごみカレンダーの配布や転入者に対してごみなんでも帳を配布しています。

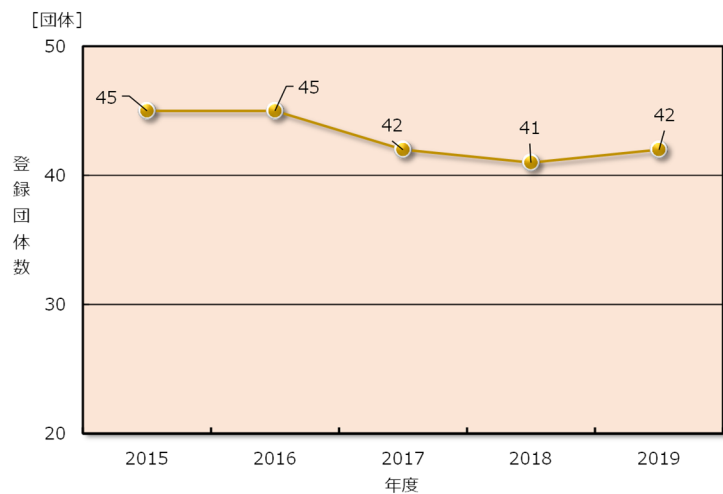


ごみカレンダー

地域における美化活動

本市では、市民や事業者に「アドプト制度」の活用や「三木市クリーンボランティア」に登録いただき、地域の道路や公園等の公共ゾーンの清掃など、地域の美化活動に参画いただいています。

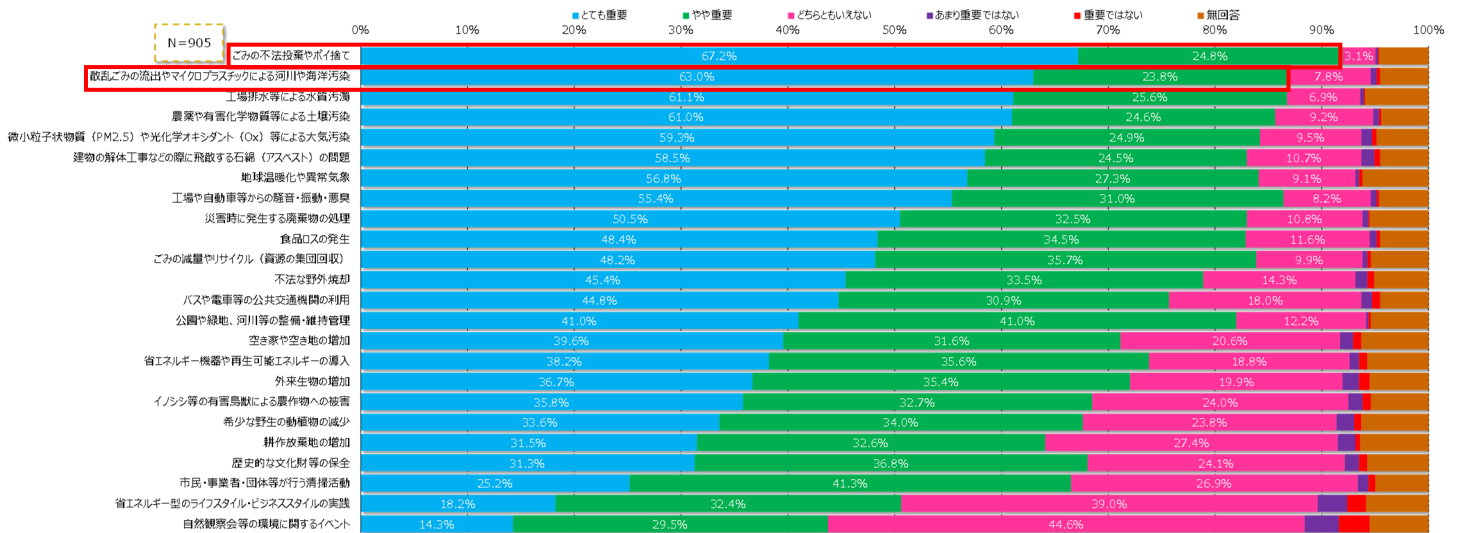
その「三木市クリーンボランティア」の登録団体数を見ると、2019年度に42団体となっており、2015年度より3団体減少しています。



クリーンボランティア登録団体数の推移 出典：三木市

## 市民の重要な環境

市民のアンケート調査結果を見ると、ごみの不法投棄やポイ捨てやマイクロプラスチックによる河川や海洋汚染を重要な環境問題と捉えているとの回答が多くなっています。



市民の環境に対する重要度

## (2) 課題

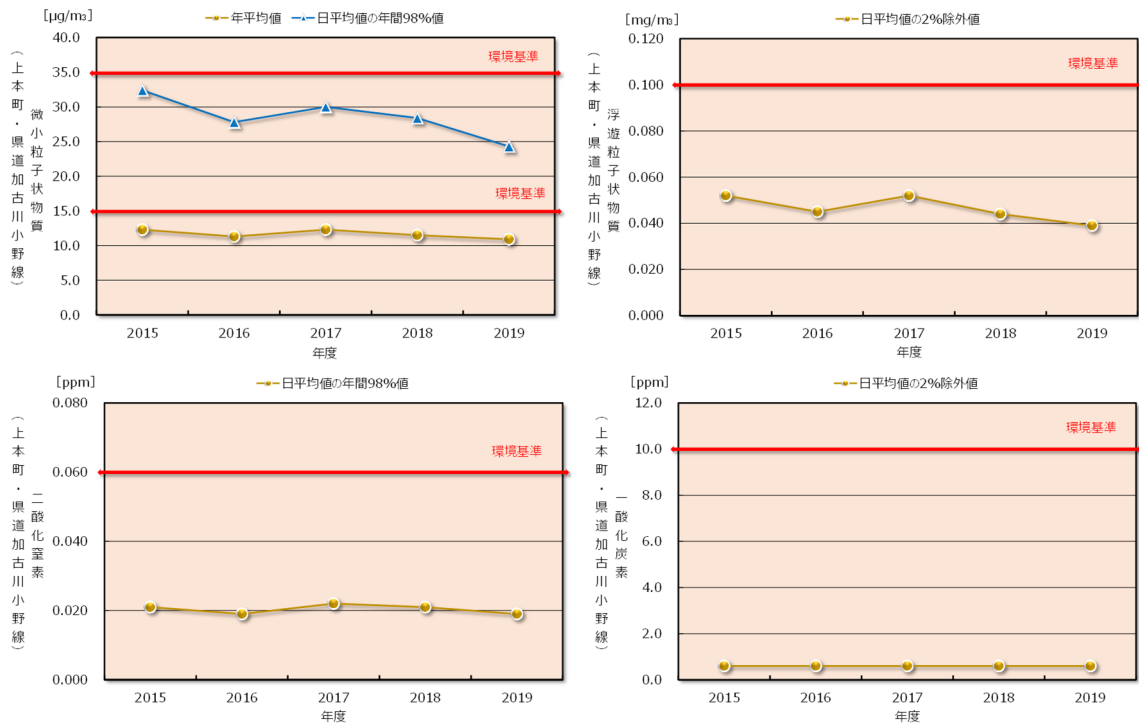
- ごみの不法投棄やポイ捨てやマイクロプラスチックによる河川や海洋汚染を重要な環境問題として捉えている市民は多く、日頃から、ごみの排出抑制や減量化に向けた意識が持てるよう、食品ロスやプラスチックごみを含む 3R に資する意識啓発に努めていく必要があります。
- ごみの資源化に向けた分別排出の徹底などの市民への啓発とともに、資源の集団回収の拡充に継続して取り組んでいく必要があります。
- 今後も引き続き、環境美化ボランティアの普及に努め、地域の環境美化に取り組むことが求められます。

## 4. 安全・快適

### (1) 現状

#### 大気質

兵庫県が設置している小野市内の県道小野加古川線沿道の上本町局において、微小粒子状物質（PM2.5）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、一酸化炭素（CO）等の大気汚染物質の常時監視を行っており、近年は全て環境基準を達成しています。

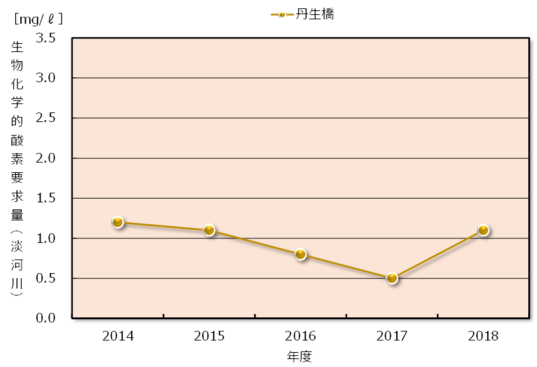
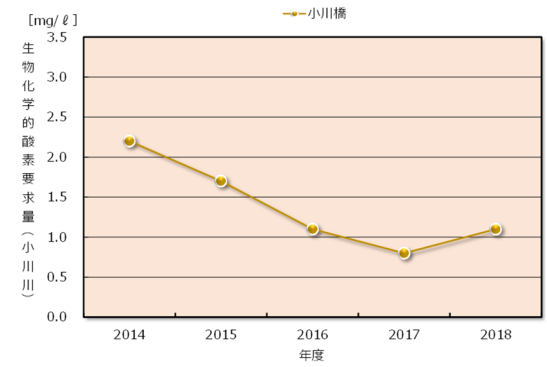
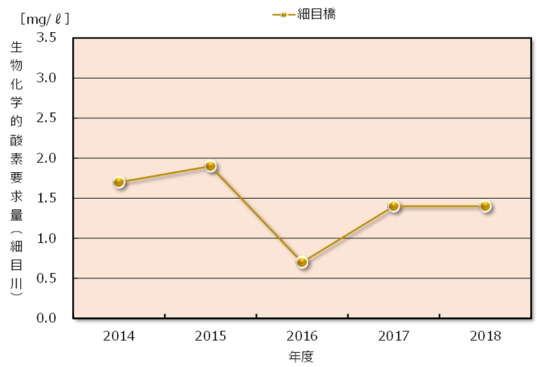
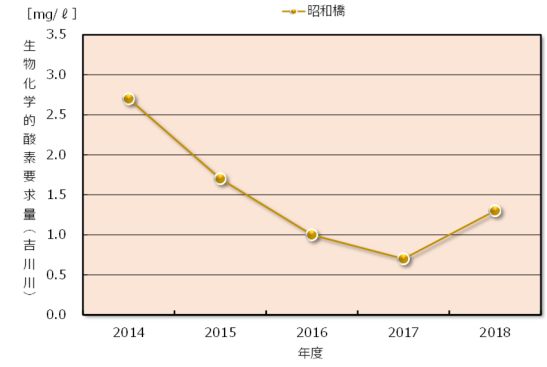
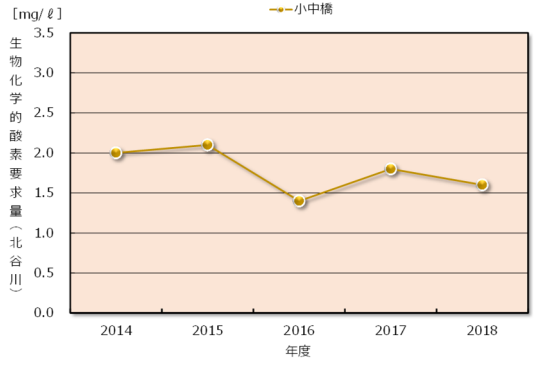
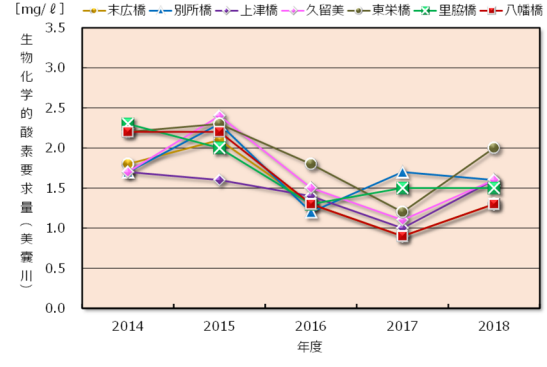
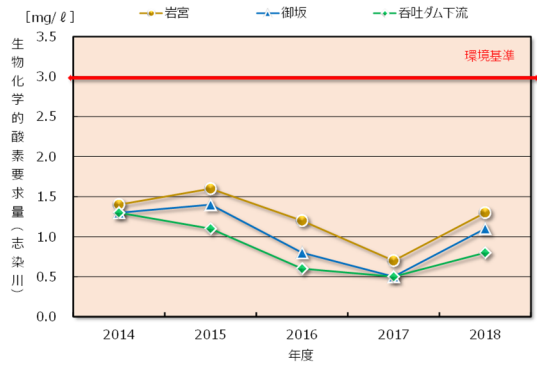


大気質の推移

出典：大気・水質等常時監視結果

#### 水質

本市では、市内を流れる河川を対象に合計 15 地点で水質測定を毎年 4 回行っています。水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）で見ると、近年はすべての観測視点で環境基準を達成しています。



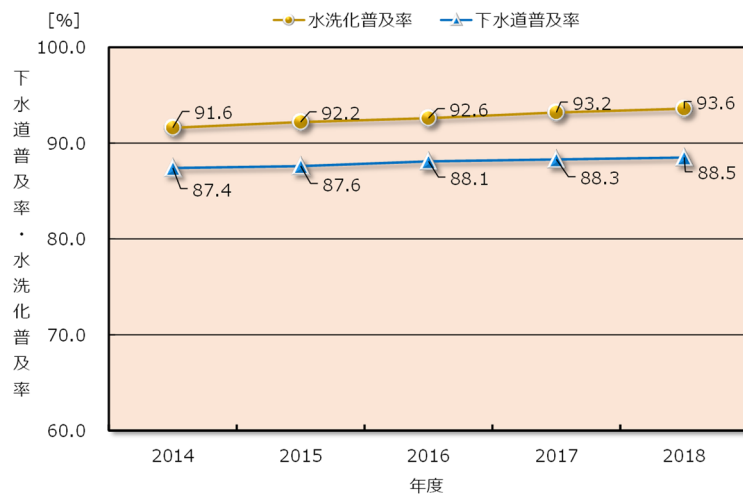
水質の推移 (抜粋)

出典：三木市統計書

## 下水道

市内における水洗化率を見ると、2018年度に93.6%となっており、2014年度よりも2.0%増加しています。

また、下水道普及率は、2018年度に88.5%となっており、2014年度よりも1.1%増加しています。



下水道普及・水洗化率の推移 出典：三木市

## 公害苦情の発生状況

本市における公害苦情の発生状況を見ると、2018年度に12件となっており、2014年度よりも3件増加しています。2018年度の内訳では、悪臭に関するものが6件と最も多くなっています。

| 項目   | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大気汚染 | -      | -      | -      | -      | -      |
| 水質汚濁 | 5件     | 2件     | 3件     | -      | 1件     |
| 騒音   | 2件     | 4件     | 3件     | 1件     | 5件     |
| 振動   | -      | -      | -      | -      | -      |
| 悪臭   | 2件     | -      | 2件     | 2件     | 6件     |
| その他  | -      | -      | 1件     | 4件     | -      |
| 総数   | 9件     | 6件     | 9件     | 7件     | 12件    |

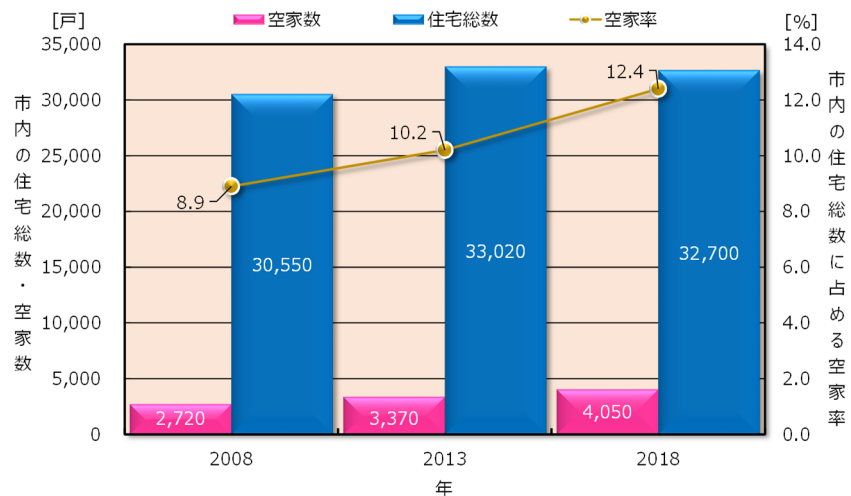
公害苦情の発生状況の推移

出典：三木市統計書

## 空家の発生状況

本市における空家の発生状況を見ると、2018年に4050戸となっており、2008年より1,330戸増加しています。

また、市内の住宅総数に占める空き家率は、2018年に12.4%となっており、2008年より3.5%増加しています。



空家数及び空家率の推移 出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

## 文化財の状況

市内には、重要文化財として、国指定のものが7件、国登録のものが7件、兵庫県指定のものが13件、三木市指定のものが18件存在しています。

| 種別  | 名称                      | 種別   | 指定年月日       |
|-----|-------------------------|------|-------------|
| 国指定 | 木造毘沙門天立像(伽耶院)           | 彫刻   | 1914年8月25日  |
|     | 伽耶院(伽耶院)：本堂・多宝塔・三坂明神社本殿 | 建造物  | 1975年6月23日  |
|     | 東光寺本堂(東光寺)              | 同上   | 1952年7月19日  |
|     | 天津神社本殿(天津神社)            | 同上   | 1926年4月19日  |
|     | 歓喜院聖天堂(歓喜院)             | 同上   | 1967年6月15日  |
|     | 稲荷神社本殿(稲荷神社)            | 同上   | 1979年5月21日  |
|     | 三木城跡及び付城跡・土塁(三木市等)      | 史跡   | 2013年3月27日  |
| 国登録 | 旧玉置家住宅(三木市)             | 建造物  | 2002年2月14日  |
|     | 小河家住宅(三木市)              | 同上   | 2006年11月29日 |
|     | 小河氏庭園(三木市)              | 庭園   | 2007年2月6日   |
|     | 播州三木の鍛冶用具と製品(三木市)       | 有形民俗 | 2013年3月12日  |
|     | 三寿ノ刃物製作所(個人)            | 建造物  | 2014年4月25日  |
|     | 料亭文市楼(個人)               | 同上   | 2018年5月10日  |
|     | 黒田清右衛門商店(個人)            | 同上   | 2019年12月5日  |

市内の重要文化財の指定・登録状況(1/2)

出典：三木市統計書



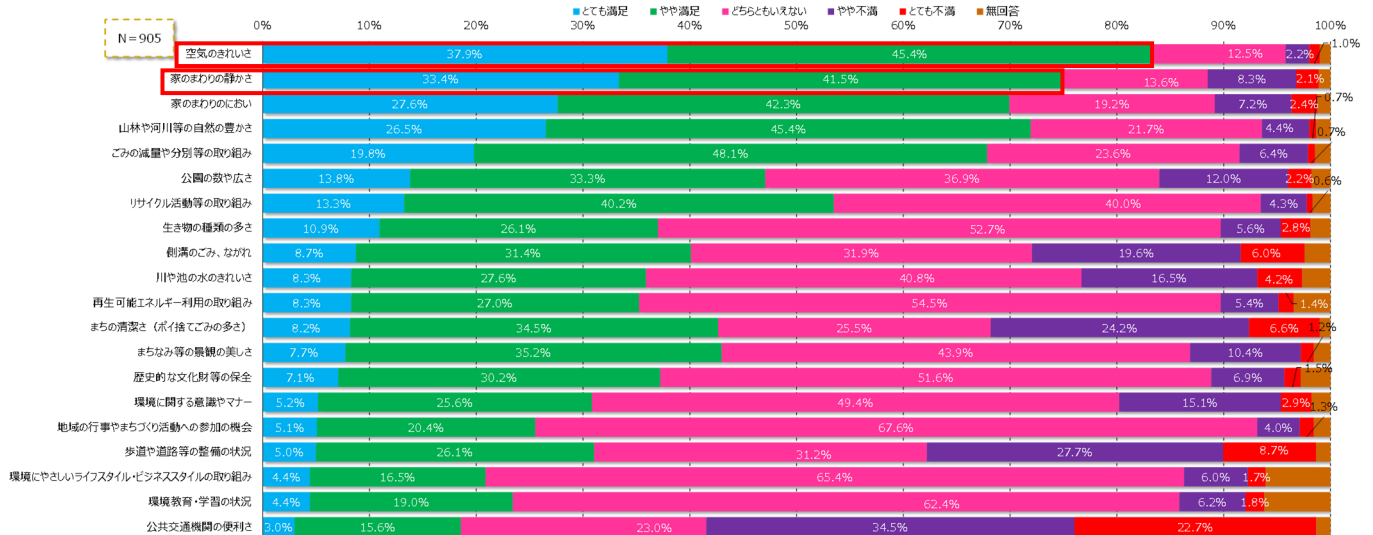
| 種別            | 名称                                 | 種別   | 指定年月日       |
|---------------|------------------------------------|------|-------------|
| 兵庫県<br>指定     | 銅鐘(慈眼寺)                            | 工芸品  | 1961年5月12日  |
|               | 銅鐘(蓮花寺)                            | 同上   | 1962年6月15日  |
|               | 銅製経筒(高男寺部落)                        | 考古資料 | 同上          |
|               | 密教院鎮守社(密教寺)                        | 建造物  | 1967年3月31日  |
|               | 東光寺多宝塔(東光寺)                        | 同上   | 1966年3月22日  |
|               | 法光寺五輪塔(法光寺)                        | 同上   | 1972年3月24日  |
|               | 鬼面(法光寺)                            | 彫刻   | 1973年3月9日   |
|               | 法光寺文書3巻(37通)(法光寺)                  | 書跡   | 1976年3月23日  |
|               | 法光寺境内出土五輪泥塔(法光寺)                   | 考古資料 | 1972年3月24日  |
|               | 吉川若宮神社のヤホー神事(若宮神社宮座中)              | 無形民俗 | 1977年3月29日  |
|               | 伽耶院開山堂(伽耶院)                        | 建造物  | 2010年3月19日  |
|               | 桐唐草格子文様片身替小袖(本長寺)                  | 工芸品  | 2017年3月14日  |
|               | 小河氏庭園(三木市)                         | 庭園   | 2018年3月20日  |
| 三木市<br>指定     | 高篠出土小銅鐸(市教育委員会)                    | 考古資料 | 1991年8月21日  |
|               | 伽耶院行者堂(伽耶院)                        | 建造物  | 1992年7月15日  |
|               | 正法寺山出土瓦塔片一括資料(市教育委員会)              | 考古資料 | 1996年2月21日  |
|               | 競馬・遊楽図屏風(八曲一双)(金剛寺)                | 絵画   | 1999年3月17日  |
|               | 蓮花寺鬼踊り(蓮花寺鬼踊り保存会)                  | 無形民俗 | 2002年4月19日  |
|               | 愛宕山古墳(下石野5号墳)(三木市)                 | 史跡   | 2004年4月19日  |
|               | 三木合戦軍図絵解き(法界寺)                     | 無形民俗 | 2005年8月26日  |
|               | 新宮神社石槌(新宮神社)                       | 歴史資料 | 2006年2月23日  |
|               | 法光寺銅鐘(法光寺)                         | 工芸品  | 同上          |
|               | 東光寺銅鐘(東光寺)                         | 同上   | 同上          |
|               | 秀吉制札(三木市)                          | 歴史資料 | 2008年7月23日  |
|               | 大宮八幡宮例大祭宮入宮出の屋台練り<br>(大宮八幡宮秋祭り大当番) | 無形民俗 | 2009年9月16日  |
|               | 二天門(中門)(伽耶院)                       | 建造物  | 2010年11月17日 |
|               | 鉄鐙(雲龍寺)                            | 工芸品  | 同上          |
|               | 東播八郡總兵別所府君墓表(法界寺)                  | 建造物  | 2019年11月20日 |
|               | 木造不動明王立像(伽耶院)                      | 彫刻   | 2020年4月15日  |
|               | 木造不動明王立像(伽耶院)                      | 同上   | 同上          |
| 木造三宝荒神立像(伽耶院) | 同上                                 | 同上   |             |

市内の重要文化財の指定・登録状況(2/2)

出典：三木市統計書

## 環境に対する市民の満足度

市民のアンケート調査結果を見ると、空気のきれいさ、家のまわりの静かさなど、身の回りの環境に満足しているとの回答が多くなっています。



環境に対する市民の満足度

### (2) 課題

- 大気汚染や水質汚濁の防止のため、兵庫県、周辺自治体等と連携し、情報収集と市民等への情報提供に努めていくことが重要です。
- 今後も引き続き、地域特性を踏まえた公共下水道に関する整備事業を推進し、効率的な汚水処理体制の実現と、地域の実情に即した排水処理施設の整備に努めていくことが求められます。
- 市内においては、空気のきれいさや家のまわりの静かさなど、身の回りの環境に満足している市民の割合は多くなっていますが、今後も継続して安全で快適な住環境の確保に向けて、公害対策に努めていくことが必要です。
- 市内の空家や空地については、発生抑制、適切な管理及び利活用に取り組んでいく必要があります。
- 市内に残る貴重な歴史的文化的文化財等の価値の高い資源の保存と活用を進めると同時に、内外に向けたPR活動に取り組み、歴史を活かしたまちづくりを進めていくことが重要です。

## 5. 地域力

### (1) 現状

#### ~~~~~子どもたちへの環境教育~~~~~

兵庫県の「環境教育実践発表大会・グリーンスクール表彰」では、先進校の事例発表や講演、環境教育の成果や課題等の情報交換の実施、特色ある優れた実践を行う学校の表彰などが行われています。2015年度には、グリーンスクール奨励賞表彰校の4校の1つに、米作りを通じて地域に愛着と誇りを持てる児童を育成する活動が評価された三木市立志染小学校が選ばれています。

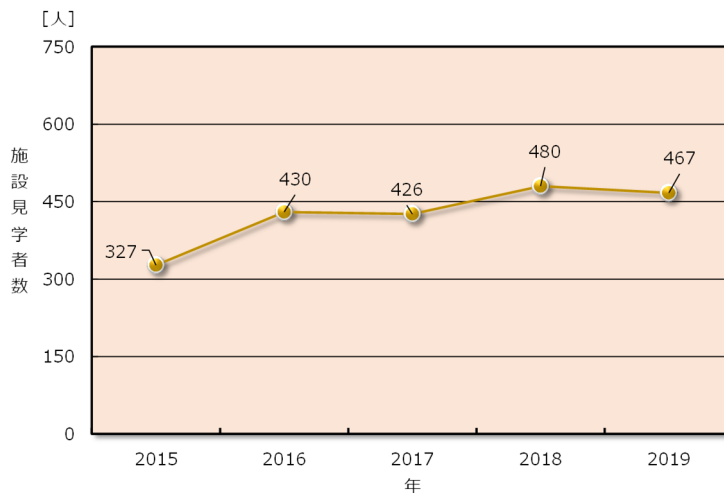
また、人格形成の基礎が培われる幼児期に自然体験を通じ、生命の大切さや資源を大切にするなど、環境に配慮した生活習慣を育成することを目的に、乳幼児期における環境学習「ひょうごっこグリーンガーデン」に取り組んでいます。



三木市立志染小学校の取り組みの様子

#### ~~~~~三木市清掃センター~~~~~

三木市清掃センターでは、環境学習の一環として、市内の小学生などの施設見学を受け入れています。同施設の見学者数の状況を見ると、2019年に467人となっており、2015年より140人増加しています。



三木市清掃センターの見学者数の推移 出典：三木市

#### ~~~~~環境に関する啓発活動~~~~~

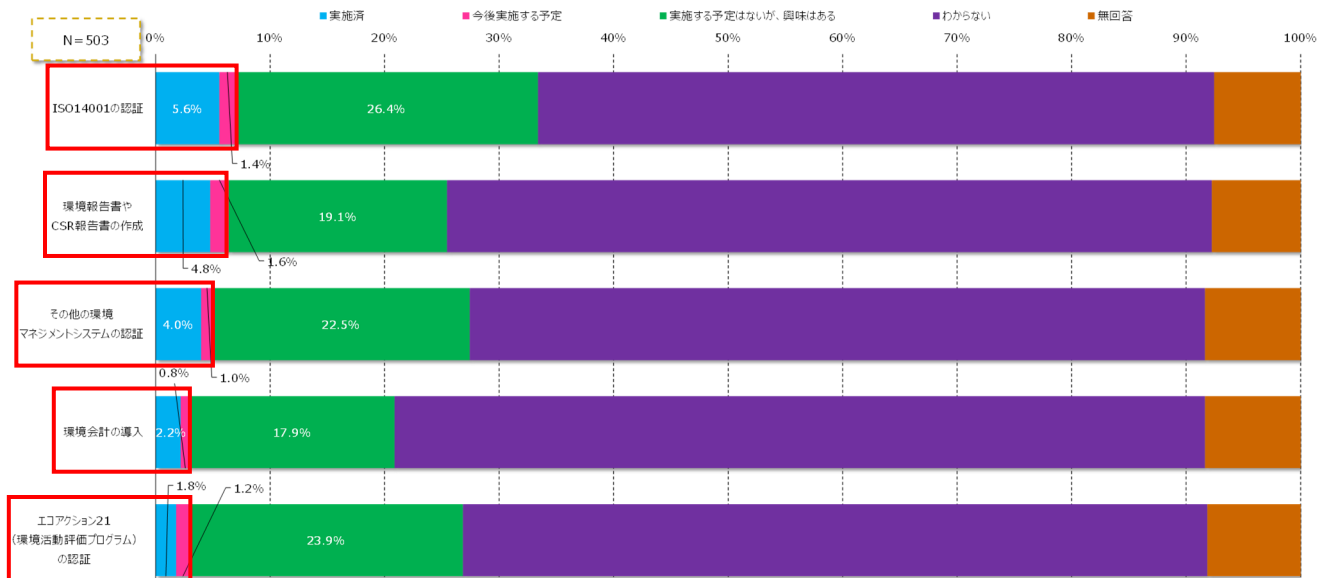
本市では、毎年「みきボランタリーフェスタ」を開催し、市民力を高め、地域の様々な課題の解決を図る取り組みが行われています。同イベントでは、各種体験型の催しなどが行われており、環境に関するものでは地球温暖化防止の啓発、エコ石鹸の販売などが行われています。



また、「三木金物まつり」の開催時にも官公庁コーナーにおいて、環境に関する展示などが行われています。地球温暖化防止活動展の様子

## 事業所における取り組み

事業者のアンケート調査結果を見ると、環境に配慮した経営管理に取り組んでいる事業所の割合は少なく、普及が進んでいない状況ですが、興味はあるとの回答も一定数あります。



事業所における環境に配慮した経営管理の実施状況

## (2) 課題

- 次世代を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代への環境学習の機会を充実させるとともに、地域での環境学習や環境保全活動に取り組む人材の育成と活躍の場の提供に努めていく必要があります。
- 「みきボランティアフェスタ」や「三木金物まつり」などのイベントの機会を活用し、市民の環境への意識の高揚を図ることが重要です。
- 事業所における「ISO14001<sup>※1</sup>」や「エコアクション21<sup>※2</sup>」等の環境に配慮した経営管理への取り組み状況は低くなっていますが、興味はあるとの回答が一定数あることから、事業者に対する周知の実施や支援に努めていく必要があります。
- 地域が複雑に絡み合う海洋ごみや大気汚染等の広域的な環境に関する問題については、近隣自治体をはじめ、国や兵庫県と連携及び協力した体制の構築を模索し、「SDGs」の各目標への貢献や「地域循環共生圏」の創出に資する取り組みを進め、課題の解決を図ることが重要です。

※1：環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。

※2：環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度。

## ▶▶ 第4章 環境像と基本目標 ◀◀

### 1. 環境像

本市は、歴史的な資源、自然、産業、交通にも恵まれ、人々が生活しやすい環境が整っており、これまで、そうした地域の有する恩恵を受けてきました。

一方、人々が行う日々の生活や経済活動等は、環境に対して多くの負担をかけ、地域の自然環境や生活環境、さらには、温暖化問題などの地球全体の環境にも大きな影響を与えています。

本市の恵まれた環境を守り、今後も将来の世代に引き継いでいくためには、環境への負担を減らし、持続的な社会を築いていかなければなりません。

今後も地域の恵まれた環境と共生していくために、本市に集う全ての人々が環境に対して関心を持ち続け、自らの生活や事業活動と環境との関わり合いを改めて認識し、市民、事業者及び行政等の各主体が連携しつつ、少しでも環境にやさしい取り組みを行っていくことが必要です。

そこで、本市がめざす環境像を次のように設定します。

**自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を  
守りつなぐまち 三木**



## 2. 基本目標

めざす環境像を実現するため、以下の5つの基本目標を設定して市民、事業者等と連携しながら、各分野で取り組みを進めます。

なお、「SDGs」については、国際社会をはじめ、国や兵庫県においても取り組みが実施されています。本市としても「SDGs」の各目標がめざす内容に貢献できるように、環境分野の側面からも取り組みを進めます。



### 1. 地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち

みんなで省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギーの利用等の環境にやさしい生活様式や事業活動に努めるとともに、気候変動の影響への適応策を推進し、緩和策と適応策の両面から地球温暖化対策に取り組みます。

#### 【主に関連するSDGsの目標】

3 すべての人に健康と福祉を



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



### 2. 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

希少な野生動植物の保護、外来生物や有害鳥獣対策など、地域の生態系の保全に努めるとともに、自然とふれあいの場の創出による生物多様性とのつながりを意識した取り組みを進めます。

#### 【主に関連するSDGsの目標】

8 働きがいも経済成長も



11 住み続けられるまちづくりを



15 陸の豊かさも守ろう





### 3. 3Rの推進による資源が循環するまち

みんなが連携し食品ロスの削減やプラスチックごみの発生抑制対策等のごみの減量化に努めるとともに資源が循環するまちをめざします。

#### 【主に関連するSDGsの目標】

2 飢餓をゼロに



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



14 海の豊かさを 守ろう



### 4. 地域の良好な環境を創出する安全・快適なまち

良好な大気、水等の確保、空家や空地の発生抑制対策及び不法投棄の防止対策など、健康かつ、安全な生活環境の創出に努めるとともに、市内の景観資源や歴史的な文化財等の保全と継承に取り組み、人々が快適に暮らせるまちをめざします。

#### 【主に関連するSDGsの目標】

3 すべての人に健康と福祉を



6 安全な水とトイレを世界中に



11 住み続けられるまちづくりを



### 5. 地域みんなの力で環境を良くするまち

家庭をはじめ、学校や職場、地域活動等の場で、みんなが環境について積極的に学び、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを実践するエコなまちをめざします。

#### 【主に関連するSDGsの目標】

4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



# ▶▶ 第5章 環境施策 ◀◀

環境像

基本目標

方向性

自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を守りつなぐまち  
三木

1. 地球温暖化対策に  
取り組む低炭素なまち



- (1) 行政による地球温暖化対策の実施
- (2) 地域での地球温暖化対策の実施
- (3) 気候変動による影響への対応

2. 生物多様性に配慮  
した自然と共生するまち



- (1) 生物多様性の保全
- (2) 自然とふれあう場の創出
- (3) 農地の保全

3. 3Rの推進による  
資源が循環するまち



- (1) ごみの減量化の推進
- (2) ごみの分別と資源化の推進
- (3) ごみの適正処理の推進

4. 地域の良好な環境を  
創出する安全・快適なまち



- (1) 公害の発生防止
- (2) 居住環境と地域の景観資源の保全
- (3) 空家や空地の発生防止
- (4) 歴史・文化資源の保全と継承

5. 地域みんなの力で  
環境を良くするまち



- (1) 環境教育・環境学習の推進
- (2) 地域での環境保全活動の促進
- (3) 分野横断的な取り組み



## 施策

## 主に関連する SDGs の目標

公共施設の省エネルギー化の推進、公共施設における再生可能エネルギーの利用、次世代自動車の調達、職員の意識の向上

地球温暖化に関する周知、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の促進、次世代自動車の利用、公共交通機関の利用、フロン類対策の実施

豪雨対策の推進、熱中症対策の実施、感染症対策の実施、災害発生時の非常用電源の確保

希少種の保護、動植物の生息・生育環境の整備、外来生物対策の実施、有害鳥獣対策の実施

自然体験活動や自然観察会の開催、里山の保全・再生

農地の有効利用の促進、環境への影響が少ない農業の普及、地産地消の推進

家庭系ごみの発生抑制に向けた取り組み、再利用に関する取り組み、事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み

分別の徹底、店頭回収の推進、小型家電の再生利用の推進、資源ごみ集団回収運動等の推進

収集体制等の整備、適正処理の推進、周知方法の工夫、災害廃棄物対策の実施

大気質の保全、水質の保全、騒音・振動の発生防止、土壌の保全、悪臭の発生防止、有害化学物質対策の実施

公園・緑地の維持管理、良好な景観環境の維持、地域の景観の保全と活用、ポイ捨て防止対策の実施、不法投棄の防止対策の実施

空家や空地の発生抑制対策の実施、適切な管理の促進、利活用の促進、管理不全な空家への対応、空地の適正管理

歴史・文化資源の保全と継承

学校での環境教育・環境学習の実施、地域での環境教育・環境学習の実施、環境教育・環境学習を担う人材の育成

環境保全活動への支援の実施、事業活動における取り組みの促進、環境に関する情報の発信

広域連携の推進、持続可能な社会の実現に向けた取り組み



# 1. 地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち

## 【主に関連する SDGs の目標】



## <<市が取り組む施策>>

### (1) 行政による地球温暖化対策の実施

#### ~~~~~公共施設の省エネルギー化の推進~~~~~

市の庁舎をはじめ、公共施設の省エネルギー化に向けた照明の LED 化を進めます。併せて、地域の蛍光灯防犯灯の LED 化への取り替えや既設の LED 防犯灯の更新を地域と協働して取り組みます。

また、大規模な改修などが見込まれる公共施設については、必要に応じて、高効率な空調設備の導入などを実施し、エネルギー消費量の削減を図ります。

#### ~~~~~公共施設における再生可能エネルギーの利用~~~~~

今後、大規模な改修などが見込まれる公共施設については、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

併せて、公共施設で使用する電力については、再生可能エネルギーによって発電されたものを調達するなど、エネルギー利用の側面から地球温暖化への緩和策に取り組みます。

#### ~~~~~次世代自動車の調達~~~~~

新たな公用車の導入及び既存の公用車の更新の際は、使用状況等を考慮しつつ、低公害車などの調達に努めます。

また、職員が公用車を運転する際のエコドライブの実施を周知徹底します。

#### ~~~~~職員の意識の向上~~~~~

「COOL CHOICE」の視点を取り入れ、全ての市の職員が環境に対する意識の向上による具体的な行動に取り組むことで、行政運営の場面から率先して温室効果ガス排出量の削減に努めます。

## (2) 地域での地球温暖化対策の実施

### ~~~~~地球温暖化に関する周知~~~~~

今後も引き続き、市が開催するイベント等では、「兵庫県地球温暖化防止活動推進員」や「エコ三木」と連携し、地球温暖化の防止に関する普及啓発活動を実施します。

併せて、「COOL CHOICE」に関する取り組みについても周知を実施し、市内における環境への影響が少ない商品やサービスの選択を行っていくライフスタイルやビジネススタイルの浸透を図ります。

### 「COOL CHOICE」～地球温暖化対策のために、今できる「賢い選択」。～

「COOL CHOICE」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしようという取り組みのことです。

国では、「5つ星家電買換えキャンペーン」、「エコ住キャンペーン」、「できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン～みんなで宅配便再配達防止に取り組むプロジェクト～」、「チョイス！エコカーキャンペーン」などの取り組みを行っています。

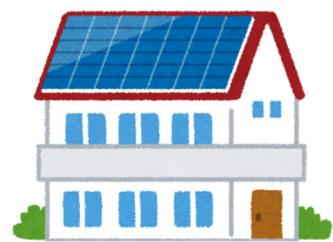


### ~~~~~再生可能エネルギーの利用~~~~~

太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーの利用に向けて、兵庫県などが実施する各種制度に関する情報等をホームページや広報等に掲載し、市民や事業者への周知に努めます。

また、市民や事業者に対し、再生可能エネルギーに由来する電力の利用などに関する情報を提供します。

併せて、兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を促します。



### ~~~~~省エネルギー化の促進~~~~~

家庭や事業所で取り組むことができるエネルギー使用量の削減やエネルギー効率の高い設備の利用など、各種省エネルギー対策の具体的な内容及び取り組み事例、効果に関する情報の提供に努めます。

### ~~~~~次世代自動車の利用~~~~~

兵庫県をはじめ、自動車販売店などの事業者と連携し、市内における電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の普及を図るとともに、必要に応じて、公共施設などへの充電設備の設置を推進します。



### ~~~~~公共交通機関の利用~~~~~

バスの乗車体験会などの開催を通じたバス利用を促すとともに、ノーマイカーデーによる通勤時や出張時の公共交通機関の利用を周知し、移動に伴う環境への負担を軽減します。

また、パークアンドライド<sup>※1</sup>駐車場の活用やキスアンドライド<sup>※2</sup>を推進し、自動車から公共交通への利用転換を促します。

更に、住民の意向を把握の上、交通空白地域における地域ふれあいバスなどの導入を進めるとともに、デマンド型交通などの導入に向けた検討を進めます。

### ~~~~~フロン類対策の実施~~~~~

市のホームページや広報などを活用した普及啓発活動を実施し、事業所におけるフロン類の適正管理やノンフロン製品・設備への転換などを促します。

## (3) 気候変動による影響への対応

### ~~~~~豪雨対策の実施~~~~~

市道における透水性舗装の整備など、グリーンインフラ<sup>※3</sup>の観点から、まち全体の排水機能の向上に取り組みます。

また、兵庫県と連携し、大雨による水害対策のためのインフラ整備と適正な維持管理の実施に努めます。

### ~~~~~熱中症対策の実施~~~~~

熱中症の防止に向けた関連情報を周知するとともに、室内における熱中症の危険性についての注意喚起に取り組みます。

また、木陰の創出をはじめ、市民や事業者と連携した打ち水の実施、公共施設等を活用した外出時に利用が可能な休憩場所の確保などに取り組みます。



※1：自宅から自家用車で最寄りの駅又はバス停まで行き、自動車を駐車場に駐車した後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用する移動方式。

※2：自宅から鉄道駅やバスターミナルまで自動車で送迎してもらい、そこから鉄道やバスなどの公共交通機関を利用する移動方式。

※3：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み。

## 感染症対策の実施

蚊などを媒介した感染症の発症の防止のため、市民への注意喚起の実施など、普及啓発活動に取り組みます。

## 災害発生時の非常用電源の確保

災害発生時の避難所や防災拠点となる公共施設等には、電気自動車の配備（民間企業との連携を含む）などによる非常用電源の確保に努めることで、再生可能エネルギーを活用した防災体制の構築に取り組みます。

### 気候変動の影響への適応策の主な事例

|  |  |
|--|--|
| <b>農林水産業</b>   | <b>水環境・水資源</b>   |
| <p>現状・将来予測</p> <p>品質低下 収量低下</p> <p>コメ（白未熟粒） リンゴ（白焼け）</p> <p>その他にも様々な農産物に影響が現れています。</p>                             | <p>現状・将来予測</p> <p>高温耐性品種への変更 作付け時期の調整</p> <p>品質低下防止のための日よけ設置</p>   |
| <p>現状・将来予測</p> <p>希少な動植物絶滅の可能性</p> <p>サンゴ（白化現象）</p>  | <p>現状・将来予測</p> <p>水質悪化</p> <p>ダム湖</p> <p>水の循環装置などを使用した水質改善</p>   |
| <p>現状・将来予測</p> <p>森林のモニタリング、野生動物の個体群管理</p>   | <p>現状・将来予測</p> <p>土砂災害</p> <p>浸水被害</p> <p>ハザードマップ（洪水被害予測地図）の確認、避難経路の確認</p> <p>治水安全度向上のためのハード整備</p> <p>雨水貯留槽など</p>      |
| <p>現状・将来予測</p> <p>熱中症</p> <p>ヒトスジシマカが媒介するデング熱</p>  | <p>現状・将来予測</p> <p>産業・経済活動</p> <p>生産設備などへの影響</p> <p>レジャー・観光などへの影響</p> <p>事業継続計画（BCP<sup>®</sup>）の策定</p> <p>災害時多言語支援</p> |
| <p>現状・将来予測</p> <p>インフラへの影響</p> <p>地下鉄等の浸水対策</p> <p>止水板</p> <p>地下鉄入口</p> <p>伝統行事などへの影響</p> <p>植物の開花や紅葉など生物季節の観測</p> |  |

7つの分野における適応策の概要  
出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム



<<市が取り組む施策に関連する指標>>

| 項目名                                   | 現状値<br>(2019年度)        | 中間年度<br>(2024年度)       | 目標値<br>(2029年度)        |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 市の温室効果ガス排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) ※ | 9,150t-CO <sub>2</sub> | 8,485t-CO <sub>2</sub> | 8,061t-CO <sub>2</sub> |
| 防犯灯のLED化率※                            | 82.0%                  | 83.0%                  | 88.0%                  |

※：項目の中間年度（2024年度）及び目標値（2029年度）については、「三木市総合計画」で設定されているものと整合を図る

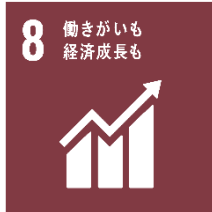


<<市民や事業者の方々にお願いしたい主な取り組み>>

| 取り組み内容  | 市民 | 事業者 |
|---|----|-----|
| ①「COOL CHOICE」の考えを基にした低炭素なライフスタイルやビジネススタイルの実践 | ●  | ●   |
| ②省エネルギー性能に優れた電化製品などの利用                        | ●  | ●   |
| ③建物の断熱や採光等の省エネルギー性能の向上                        | ●  | ●   |
| ④商品等の共同輸送システムの導入などによる物流の合理化                   |    | ●   |
| ⑤太陽光発電設備等の導入による再生可能エネルギーの利用                   | ●  | ●   |
| ⑥電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等の利用            | ●  | ●   |
| ⑦バスや電車等の公共交通機関や自転車の利用                         | ●  | ●   |
| ⑧フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や処分の徹底                  |    | ●   |
| ⑨気候変動の影響に関する情報の収集と適応策の実践                      | ●  | ●   |

## 2. 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

### 【主に関連する SDGs の目標】



### <<市が取り組む施策>>

#### (1) 生物多様性の保全

##### 希少種の保護

兵庫県や市民団体等と連携し、希少種の生息・生育状況の把握に努めるとともに、保護活動に継続して取り組みます。

また、「兵庫県版レッドリスト」の掲載種が市内にも生息・生育していることをはじめ、関連する情報をホームページなどによって発信します。

併せて、NPO 法人や各種団体及び庁内の関連部署と連携し、市内の貴重な植物種の保護及び保全を継続的に行います。



##### 動植物の生息・生育環境の整備

学校における子どもが自然とふれあうことのできるビオトープの設置、整備を継続して行うとともに、ビオトープを有効に活用できるよう、環境学習の機会を利用した指導方法の工夫に努めます。

また、河川等の整備の際は、開発事業に関わる事業者に対し、法令の遵守や多自然型工法の採用を求めるなど、動植物が生息・生育しやすい環境の整備に取り組みます。

##### 外来生物対策の実施

外来生物が市内で発見された際は、情報提供を通じ、市民への喚起を促すとともに、国をはじめ、兵庫県や近隣自治体等の関係機関と連携し、市外からの侵入及び繁殖防止対策を行い、生態系及び人的被害の予防に努めます。

##### 有害鳥獣対策の実施

シカやイノシシ等の有害鳥獣による人的及び農林業被害の防止に向けて、防護柵の設置をはじめ、狩猟免許の取得費用の助成による新規狩猟者の確保、捕獲した個体の資源化、猟友会と連携した駆除、耕作放棄地の整備などに取り組みます。

## 生物多様性

地球上には、環境の変化に適応・進化した 3,000 万種の生き物が存在すると同時に、これらの生命にはそれぞれ個性があり、全てが直接的、間接的に支え合って生きています。こうした沢山の生き物たちの豊かな個性とのつながりを生物多様性といい、「生物多様性条約」では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の 3 つのレベルの多様性があるとしています。

私たちは日々、きれいな空気や水、安全で快適な生活環境の担保、衣料や食料等の資源など、自然界から多くの恵み（＝生態系サービス）を受けています。また、生き物が創出する美しい風景などは安らぎや潤いを与え、自然体験や環境教育の場としても貴重な存在です。さらに、多くの植生や健全な森林の存在は、木材の供給、河川の氾濫、土砂災害の防止や軽減に資するなど、各方面に好影響をもたらします。

生態系から受けるこれらの恩恵は、生物多様性が健全に維持されることが前提であるため、未来のためにも生物多様性と良好な関係性を築いていく必要があります。



自然のめぐみ

環境省生物多様性ウェブサイト



## (2) 自然とふれあう場の創出

### ~~~~~自然体験活動や自然観察会の開催~~~~~

専門家を招いた野鳥観察会を継続して開催するなど、家族で参加が可能な自然に関する体験型のイベントを継続して実施します。



自然観察会の様子（よかわ里山公園）

### ~~~~~里山の保全・再生~~~~~

有害獣害対策の観点からの里山の整備を実施するとともに、必要に応じて自然観察などのフィールドへの活用を図ります。

また、治山事業に係る里山整備の啓発に努めると同時に、今後の需要により、里山散策道の整備を検討します。



三木山での里山整備の様子

## (3) 農地の保全

### ~~~~~農地の有効利用の促進~~~~~

農地の集積と担い手の育成を推進するとともに、農作物などの生産者への助成事業を強化し、農地の有効利用を促すとともに、農地の保全や農業環境を損なう無秩序な開発を抑制します。



### ~~~~~環境への影響が少ない農業の普及~~~~~

関係機関と連携し、継続して有機栽培及び減農薬栽培を推進するとともに、事例の紹介などの普及啓発活動に努めます。

~~~~~地産地消の推進~~~~~

JA 及び直売所、市内のぶどう園と連携した学校給食への地元農産物の使用による地産地消に継続して取り組むとともに、品目数の拡大に向けた検討を行います。

また、小学生に対する田植・稲刈体験を継続して開催し、収穫米の調理実習等を通じた食育と地産地消を推進します。

さらに、今後も引き続き、食品加工団体や生産施設の整備に対する助成を行うと同時に、山田錦やぶどう及び

いちごといった地元農産物を使用した特産品の開発に対する支援に努めます。



山田錦の田植えの様子



<<市が取り組む施策に関連する指標>>

| 項目名                     | 現状値<br>(2019年度) | 中間年度<br>(2024年度) | 目標値<br>(2029年度) |
|-------------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 市民・事業者と協力したビオトープの整備（累計） |                 |                  |                 |
| 有害鳥獣による農業被害総額           |                 |                  |                 |
| 小作地状況                   |                 |                  |                 |



<<市民や事業者の方々をお願いしたい主な取り組み>>

| 取り組み内容                               | 市民 | 事業者 |
|--------------------------------------|----|-----|
| ①希少な動植物の保護活動への協力                     | ●  | ●   |
| ②開発事業の際における自然環境への配慮の実施               |    | ●   |
| ③生ごみや未収穫作物の適正管理による有害鳥獣を誘引しない環境づくりの実施 | ●  | ●   |
| ④自然とふれあう場の整備に対する協力とイベントなどへの参加        | ●  | ●   |
| ⑤田植・稲刈体験の実施などを通じた消費者との関係強化           |    | ●   |
| ⑥農作物等の有機栽培及び減農薬栽培の実施                 | ●  | ●   |
| ⑦市内で生産された農作物などの購入・消費                 | ●  | ●   |
| ⑧市内で生産された農作物などの加工・販売                 | ●  | ●   |

# 3. 3R の推進による資源が循環するまち

## 【主に関連する SDGs の目標】



### <<市が取り組む施策>>

#### (1) ごみの減量化の推進

#### ~~~~~家庭系ごみの発生抑制に向けた取り組み~~~~~

食品ロスの削減に向けた「エコクッキング※1」や「3010 運動※2」に関する啓発活動をはじめ、生ごみの水切りに関する情報提供の実施をします。また、「レジ袋削減促進の取組に関する協定」に基づくプラスチックごみの削減、グリーンコンシューマー運動※3の波及などに継続して取り組みます。

**食品ロスの削減に向けて消費者としてできること**

消費者庁では、食品ロスの削減に向けて、パンフレット、冊子、ポスター等の啓発ツールを作成し、取り組みを促しています。

| 外 食 編                                                                                                                                                                                                                                 | 宴 会 編                                                                                                                                                                              | お 買 物 編                                                                                                                                                                                                                                                     | ご 家 庭 編                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1 店選び</b></p> <p>食品ロス削減に積極的に取り組む店を選ぶ</p> <p>料理の量を選ぶ店</p> <p><b>2 注文</b></p> <p>食べられる分だけ注文する</p> <p>小盛りメニューやハーフサイズを活用</p> <p><b>3 食事</b></p> <p>料理をおいしく食べきる</p> <p>みんなでシェアして食べきり</p> <p>どうしても食べきれない時は、お店の人に相談して持ち帰ることも検討しよう。</p> | <p><b>1 味わいタイム</b></p> <p>乾杯後 30分はできたて料理を楽しむ</p> <p><b>2 楽しみタイム</b></p> <p>料理を食べることも忘れず、全員で親睦を深める</p> <p><b>3 食べきりタイム</b></p> <p>お開き前の 10分間は、もう一度料理を楽しむ</p> <p>幹事は「食べきり」を呼び掛ける</p> | <p><b>1 買物前に、食材をチェック</b></p> <p>買物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する</p> <p>メモ書きや携帯・スマホで撮影し、買物時の参考にする。</p> <p><b>2 必要な分だけ買う</b></p> <p>使う分・食べられる量だけ買う</p> <p>まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べきる</p> <p><b>3 期限表示を知って、賢く買う</b></p> <p>利用予定と照らして、期限表示を確認する</p> <p>すぐ使う食品は、棚の手前から取る</p> | <p><b>1 適切に保存する</b></p> <p>食品に記載された保存方法に従って保存する</p> <p>野菜は、冷凍・茹でなどの下処理をして、ストックする</p> <p><b>2 食材を上手に使いきる</b></p> <p>残っている食材から使う</p> <p>作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで工夫する</p> <p>クックパッド消費生活のキッチンリメイクや食材を使い切るレシピを参考にしてみてください。詳しくは QR コードへ</p> <p><b>3 食べられる量を作る</b></p> <p>体調や健康、家族の予定も配慮する</p> |

※1：食物やエネルギーを無駄にせず、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

※2：会食等において、「最初の 30 分間と最後の 10 分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という運動。

※3：環境に配慮したやさしいお店や商品を選ぶ運動。

### ~~~~~再使用に関する取り組み~~~~~

イベントなどの開催時はリユース食器等の再使用が可能な商品（保存容器、マイボトル、マイ箸など）の使用を広く呼びかけ、利用を促します。

また、不要品の再使用に繋がるフリーマーケットなどの情報発信をはじめ、公共施設での不要品交換に関する情報コーナーの設置や使用しなくなった家具や子ども用品の譲渡コーナーなどを設置します。

### ~~~~~事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み~~~~~

事業者が自己の責任において、ごみを処理するよう、減量化及び自己処理責任等を徹底するよう周知し、搬入時の展開検査や資源物の混入が多い事業者には指導を行います。

また、冊子「事業系ごみの処理について」を活用して、事業系一般廃棄物排出事業者にごみの適正排出や減量化に関する啓発と助言を行います。

## (2) ごみの分別と資源化の推進

### ~~~~~分別の徹底~~~~~

引き続き、ごみなんでも帳やごみカレンダーを配布し、ごみの減量化や再資源化に対する市民の意識向上を図るとともに、不適正排出については、排出ルールの徹底に関する周知や警告シールの貼付などに取り組みます。



### ~~~~~店頭回収の推進~~~~~

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル宣言の店）」の募集・指定に継続して取り組み、実施店舗数の増加に努めます。

### ~~~~~小型家電の再生利用の推進~~~~~

家庭で不要になった小型家電の回収を引き続き推進し、広報活動等を通じ、多くの市民に利用してもらえる環境を整備します。

### ~~~~~資源ごみ集団回収運動等の推進~~~~~

資源ごみ集団回収運動の未実施地域に働きかけを行い、地域における取り組みの活性化を促し、資源ごみ集団回収運動の拡大に努めます。

また、自治会・市民団体・PTA等の参加を図るため、資源ごみ集団回収運動に関する奨励金制度を継続します。



資源ごみの集団回収の様子

### (3) ごみの適正処理の推進

#### ~~~~~収集体制等の整備~~~~~

安定的かつ効率的な収集体制を確立するとともに、高齢者や障がい者の方を対象とした「ふれあい収集」による支援に取り組みます。

#### ~~~~~適正処理の推進~~~~~

処理困難物の混入やごみの分別が不十分な場合は指導を行い、必要に応じて不適物の持ち帰りを指示します。


また、事業系ごみについては、許可業者や排出事業者に対し展開検査を行うなど適正処理に係る指導を定期的を実施します。

#### ~~~~~周知方法の工夫~~~~~

ごみなんでも帳、ごみカレンダー、スマートフォンアプリ等を活用した情報提供を継続して取り組むことで、わかりやすい周知に努めます。

また、事業者に対して、減量化や再資源化に関する取り組み事例をまとめたリーフレット等を作成し、情報提供に努めます。

| 三木市ごみ分別アプリ                                             |          |         |
|--------------------------------------------------------|----------|---------|
| 市では、ごみの出し方や分別辞典、出し忘れを防ぐアラート機能も備えた「三木市ごみ分別アプリ」を配信しています。 |          |         |
| ごみ分別アプリの機能（主な Menu）                                    |          |         |
| ①ごみカレンダー                                               | ②ごみ分別辞典  | ③ごみの出し方 |
| ④よくある質問                                                | ⑤関連業者リスト | ⑥お知らせ   |
| ⑦アラート機能（ごみの出し忘れ防止）                                     |          |         |



ごみ分別アプリのホームアイコン

#### ~~~~~災害廃棄物対策の実施~~~~~

「三木市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた事前の備えと体制づくりに努めます。

また、兵庫県や他自治体との情報共有、広域連携に取り組むとともに、民間事業者と応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築します。



<<市が取り組む施策に関連する指標>>

| 項目名                                                 | 現状値<br>(2019年度) | 中間年度<br>(2024年度) | 目標値<br>(2029年度) |
|-----------------------------------------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| ごみ排出量                                               | 29,167 t        | 27,651 t         | 23,480 t        |
| 1人1日あたりごみ排出量                                        | 1,031 g         | 975 g            | 906 g           |
| リサイクル率 <sup>※</sup>                                 | 14.6%           | 16.5%            | 20.0%           |
| 高齢者・障がい者世帯等ごみ<br>収集事業の利用者数<br>(ふれあい収集) <sup>※</sup> | 86人             | 90人              | 120人            |
| 高齢者・障がい者世帯等ごみ<br>収集事業の利用件数<br>(粗大収集) <sup>※</sup>   | 128件            | 170件             | 200件            |
| クリーンボランティア登録団体数                                     |                 |                  |                 |

※：項目の中間年度（2024年度）及び目標値（2029年度）については、「三木市総合計画」で設定されているものと整合を図る



<<市民や事業者の方々をお願いしたい主な取り組み>>

| 取り組み内容                                  | 市民 | 事業者 |
|-----------------------------------------|----|-----|
| ①エコクッキングや生ごみの水切りによるごみの減量化の実施            | ●  |     |
| ②宴会などの場面における「3010運動」の実施                 | ●  | ●   |
| ③「レジ袋削減促進の取組に関する協定の推進」に基づくプラスチックごみの削減   | ●  | ●   |
| ④リユース食器等の再使用が可能な商品（保存容器、マイボトル、マイ箸など）の使用 | ●  | ●   |
| ⑤フリーマーケットや公共施設等の不要品交換の利用                | ●  |     |
| ⑥ごみなんでも帳、ごみカレンダーに基づく分別の徹底               | ●  |     |
| ⑦「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル宣言の店）」への登録  |    | ●   |
| ⑧小型家電・紙布類などの再資源化の実施                     | ●  | ●   |
| ⑨ごみのポイ捨てや不法投棄の防止                        | ●  | ●   |

## 4. 地域の良好な環境を創出する安全・快適なまち

### 【主に関連する SDGs の目標】



### <<市が取り組む施策>>

#### (1) 公害の発生防止

##### ~~~~~大気質の保全~~~~~

光化学オキシダント（Ox）注意報や警報、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報の発表時には、兵庫県などの関係機関と連携して速やかに情報提供を行います。併せて、工場・事業場に対して「大気汚染防止法」に基づく排出基準等の遵守を指導するとともに、市民や事業者へのエコドライブの実施に向けた啓発活動に努めます。

また、廃棄物の違法焼却（野焼き）については、啓発や指導等を実施すると同時に、悪質な事案については警察と連携し厳正に対処します。

##### ~~~~~水質の保全~~~~~

公共用水域（河川）での定期的な水質調査を実施し、市のホームページや広報等を通じた啓発活動に努めるとともに、子どもたちが参加可能な水生生物調査や簡易の水質調査の実施等を検討します。

また、廃食油や食べ残しを流さない、過度な洗剤の使用の抑制、水切りネットの使用など、家庭における生活排水の改善に向けた啓発活動に努めます。

併せて、下水道処理区域内の未接続世帯への水洗化に関する啓発活動に努めるとともに、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外の世帯については合併処理浄化槽の設置を図り、生活排水の適正処理を推進します。

さらに、「水質汚濁防止法」の規制対象となる事業場に対しては、兵庫県と連携の上、排水基準の遵守を指導します。

##### ~~~~~騒音・振動の発生防止~~~~~

自動車騒音の常時監視の測定を引き続き実施し、調査結果を公表するとともに、必要に応じて国や兵庫県と連携し、道路沿道の交通騒音の緩和に向けた遮音壁の設置、低騒音舗装、道路緑化等の環境施設帯の維持管理に努めます。

また、生活騒音等の苦情については地域社会のルールづくりや意識の高揚を図ると

同時に、工場や事業場から発生する騒音については、「騒音規制法」に基づく規制基準の遵守を指導します。

#### ~~~~~**土壌の保全**~~~~~

工場や事業場の跡地では、土壌汚染対策法に基づき、兵庫県と連携して土地所有者に対し、土壌汚染に関する調査と適切な措置を実施するように指導します。

#### ~~~~~**悪臭の発生防止**~~~~~

工場や事業場等から発生する悪臭を防止するため、兵庫県などの関係機関と連携して悪臭の原因となる物質の削減等を指導します。

#### ~~~~~**有害化学物質対策の実施**~~~~~

兵庫県と連携し、建築物の解体現場等からの大気中へのアスベストの飛散防止対策の徹底を周知するなど、健康被害の予防に取り組みます。

また、「PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度<sup>※</sup>」等の各種法令の遵守の徹底を求めると同時に、市のホームページや広報等による情報提供に努めます。

## **(2) 居住環境と地域の景観資源の保全**

#### ~~~~~**公園・緑地の維持管理**~~~~~

引き続き、公園・緑地における植栽の実施など、樹木等の適正な維持管理に努めるとともに、さらなる緑化に向けた取り組みを検討します。

また、美嚢川リバーサイドパークをはじめとした公園、公共施設、道路等については、アドプト制度等を活用し、市民と協働して街路樹の剪定や花の植え替え、除草等の適切な維持管理を進めます。



美嚢川リバーサイドパーク



ボランティアによる緑化活動の様子

※：工場や事業所が化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、行政に報告、行政が公表することを通じて、特定化学物質の適正管理を目的とする制度。



## 良好な景観環境の維持

「兵庫県屋外広告物条例」に基づき違反広告物の是正指導や簡易除却を行うことで、広告物や看板等の乱立を防ぐなど、市内の良好な景観環境を維持します。

## 地域の景観の保全と活用

湯の山街道沿いなどの歴史的な町並みをはじめ、美囊川や北谷川の桜堤、緑豊かな美しい農村風景など、これらを貴重な景観資源とし保全と活用を図ります。



北谷川の桜づつみ

## ポイ捨て防止対策の実施

「ポイ捨て等の防止に関する条例」に基づき、定期的を開催するイベントや各種啓発活動と連携の上、パトロールを行うとともに、アドプトボランティア団体を募集の上、広めていくことで、ポイ捨てや不法投棄の防止に取り組みます。

また、市内の道路や公園等の公共ゾーンの清掃・美化活動を行うグループや団体に対し、継続して清掃に必要となるごみ袋などの消耗品を支給します。

さらに、多面的機能交付金を活用し、子どもたちも参加が可能なクリーンキャンペーンを実施します。



ポイ捨て禁止の啓発看板

## 不法投棄の防止対策の実施

今後も引き続き、兵庫県と連携の上、情報収集の強化を図るとともに、パトロールを実施し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。

また、市のホームページや広報等を通じ、市民や事業者への不法投棄の防止に向けた啓発活動を進めます。

## (3) 空家や空地の発生防止

### 発生抑制対策の実施

市のホームページや広報等による情報発信、市や兵庫県の取り組みを紹介するリーフレットの作成・配布、セミナー等の開催などによる空家の発生抑制に努めます。

### 適切な管理の促進

「ひょうご空き家対策フォーラム」と連携した相談体制の充実、空家の管理や活用方法に関する所有者等向け相談会の開催、ふるさと納税制度を利用した空家管理サービスの検討等により、適切な管理を促します。

また、管理不全な空家の所有者等に対し、適正管理に関する情報提供や助言・指導の実施とともに、地域の自治会等による空家の見守り活動への支援、空家管理サービス事業者等に関する各種情報提供など、空家の維持管理に向けた各主体と協働した体制づくりを行います。



### 利活用の促進

「三木市空き家バンク」の運用改善による利用促進、農地付き住宅の流通に向けた農地取得条件の緩和の検討、空家を活用する起業家への改修費に係る補助金の検討など、空家の流通促進に取り組みます。

また、空家ストックの情報管理、古民家カフェへの活用等をはじめとした地域貢献に資する取り組みに対する支援の検討などを行います。

### 管理不全な空家への対応

「三木市空家等の適正管理に関する条例」により、管理不全な空家の現地調査や写真撮影に加え、地域住民への聞き取り等を行い、状態や周辺への影響の度合いなどの状況把握を行います。

また、所有者等への情報の提供、助言・指導、危険空家除却費補助金による解体除去の促進、各種法令による規制などに取り組みます。

### 空地の適正管理

「三木市環境保全条例」に基づき、管理不全となった空地<sup>※</sup>の現地調査を行うとともに、その所有者等に適正管理するよう指導等を行います。

また、空地が管理不全になりやすい季節には計画パトロールを実施し、空地苦情の未然防止を図るとともに生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりに努めます。

※：宅地批准の土地で、現に人が使用していない土地のこと。

## (4) 歴史・文化資源の保全と継承

### 歴史・文化資源の保全

「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画書」に基づき、三木城跡及び付城跡群などを市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めたエリアを博物館（ミュージアム）に見立てる取り組みを実施することで、歴史・伝統文化の継承及び市民の憩いの場の創出を図ります。



三木城本丸跡

### 歴史・文化資源の継承

文化財の所有者との連携を深め、円滑な保存・整備に努めるとともに、市内に存在する文化財について、市のホームページや広報等を通じた情報発信に取り組み、郷土に対する愛着を醸成します。

また、「三木市みき立歴史資料館」における展示の実施やイベントを開催し、市の歴史や文化を広く周知します。

#### 三木市みき立歴史資料館

「三木市みき立歴史資料館」の常設展示では、三木の歴史を6つの時代に分けて、発掘調査によって出土した遺物、古文書などの歴史資料を展示しています。

#### 常設展示室の内容

|          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| 三木のあけぼの  | 三木市内で最初に人の生活が確認できる後期旧石器時代から弥生時代について紹介。  |
| 古墳時代の三木  | 市内の古墳や播磨国風土記等に記載されているオケ・ヲケ伝説などを紹介。      |
| 古代・中世の三木 | 仏教が伝来し、仏教文化が花開いた。平安期に瓦生産地として栄えたことなどを紹介。 |
| 三木城の時代   | 三木合戦を中心として、三木城の築城から廃城までの様子を紹介。          |
| 近世の三木    | 三木城が廃城し、在郷町として発展した近世の三木について紹介。          |
| 近現代の三木   | 明治時代以降の三木に関する生活や祭について紹介。                |



古墳時代の三木に関する展示



三木合戦軍図（複製）



<<市が取り組む施策に関連する指標>>

| 項目名                                  | 現状値<br>(2019年度) | 中間年度<br>(2024年度) | 目標値<br>(2029年度) |
|--------------------------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 下水道施設の改築 <sup>※</sup>                | 12,980m         | 8,900m           | 12,900m         |
| 農業集落排水処理場の<br>公共下水道への統合 <sup>※</sup> | 2箇所             | 4箇所              | 4箇所             |
| 「三木市立みき歴史資料館」<br>の入館者数 <sup>※</sup>  | 10,668人         | 15,000人          | 16,000人         |

※：項目の中間年度（2024年度）及び目標値（2029年度）については、「三木市総合計画」で設定されているものと整合を図る



<<市民や事業者の方々をお願いしたい主な取り組み>>

| 取り組み内容                                                        | 市民 | 事業者 |
|---------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」などの関連法令の遵守による公害の発生防止対策の実施 |    | ●   |
| ②周辺景観への調和に配慮した建物の新築や改修の実施及び広告物の設置                             | ●  | ●   |
| ③公園・緑地の維持管理への協力                                               | ●  | ●   |
| ④所有する空家・空地等の適正管理の実施                                           | ●  | ●   |
| ⑤文化財に対する理解と保全・継承への協力                                          | ●  | ●   |

## 5. 地域みんなの力で環境を良くするまち

### 【主に関連する SDGs の目標】



### <<市が取り組む施策>>

#### (1) 環境教育・環境学習の推進

##### ~~~~~学校での環境教育・環境学習の実施~~~~~

学校における「環境体験事業」や「自然学校推進事業」など、体験型の学習を実施し、子どもたちの環境への理解を促します。

また、各教科や総合的な学習の時間を活用して環境に対する児童の意識を高めると同時に、環境学習ソフト「うちエコキッズ<sup>※</sup>」を活用した授業の実施など、学習内容の充実を図ります。

さらに、教職員が環境データや環境学習教材を環境教育の場で活用できるよう、関係機関の連携を強化します。



##### ~~~~~地域での環境教育・環境学習の実施~~~~~

市内の事業所に対し、社内での環境教育に有効な情報提供や普及啓発活動に努め、環境への理解と各種の取り組みを促します。

また、地域における環境美化活動、生きもの観察会、ごみ処理施設の施設見学会の開催などを通じ、環境分野全般への意識の高揚に取り組みます。

##### ~~~~~環境教育・環境学習を担う人材の育成~~~~~

公民館などにおける学習会等の開催を通じ、環境への住民理解の促進と地域での取り組みを担う人材の育成につなげます。

また、兵庫県の環境教育・環境学習に関する総合相談窓口である「ひょうごエコプラザ」と連携の上、地域の環境教育・環境学習を支える人材の確保に努め、環境セミナーなどの際に講師として活用ができる体制の構築を図ります。



※：子どもから大人まで、地球温暖化から自分の家の省エネ対策まで楽しく学べるソフト。

## (2) 地域での環境保全活動の促進

### ～～～～～～～～～～環境保全活動への支援の実施～～～～～～～～～～

環境保全活動を行う団体の活動を支援するとともに、環境保全活動を主導する団体のリーダーを育成するため、環境学習の実施に努めます。

また、地域で環境保全に取り組む市民や事業者、市民団体等の活動事例を紹介するなど、アイデアやノウハウの周知に努めることで、環境保全活動の活性化を図ります。

### ～～～～～～～～～～事業活動における取り組みの促進～～～～～～～～～～

「COOL CHOICE」に関する取り組みについて周知を実施し、事業者の自発的な取り組みを促進することで、環境にやさしいビジネススタイルへの転換を図ります。

また、事業者による環境マネジメントシステム等の取得に向けた啓発活動に取り組むとともに、「関西広域連合」が推進する「関西エコオフィス運動<sup>※</sup>」に関する情報などを発信することで、環境への影響が少ない事業運営を促します。

### ～～～～～～～～～～環境に関する情報の発信～～～～～～～～～～

環境問題の現状や市内での環境保全活動等に関する情報の集約を図るとともに、本市のホームページや広報等を活用した環境情報の発信に努めることで、市民や事業者等の環境への理解を促します。

また、日常生活や事業活動の場面において環境にやさしい取り組みが広く浸透するよう、国や兵庫県の融資制度をはじめとする支援策や環境保全に関連した事例等の情報を市のホームページや広報等を通じて提供し、家庭や職場での取り組みを促します。



※：身近な場面から省エネルギー対策や地球温暖化防止対策に寄与するCSR活動など、環境に配慮した活動に取り組むオフィスを「関西エコオフィス宣言事業所」として募集し、地球温暖化防止活動の裾野を広げていく運動。

### (3) 分野横断的な取り組み

#### 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 広域連携の推進 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

地球温暖化対策をはじめ、海洋ごみや大気汚染等の地域が複雑に絡み合い、対策が広域に渡る環境問題の状況の把握と解決のため、国や兵庫県、近隣自治体、各種団体等との連携・協力を行い、環境に関する課題の解決に努めます。



#### 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 持続可能な社会の実現に向けた取り組み 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

市の職員に対する「SDGs」に関する外部の有識者等を招いた勉強会の開催などを検討するとともに、市民や事業者等に対する「SDGs」に関する啓発活動を実施し、持続可能な社会の実現に向けた意識の高揚を図ります。



#### <<市が取り組む施策に関連する指標>>

| 項目名                              | 現状値<br>(2019年度) | 中間年度<br>(2024年度) | 目標値<br>(2029年度) |
|----------------------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| エコリーダー養成のための公民館等における学習会の開催回数（単年） |                 |                  |                 |
| 親子で参加できる学習会の開催回数（単年）             |                 |                  |                 |
| 三木市清掃センターの施設見学者数                 | 467人            | 500人             | 600人            |



#### <<市民や事業者の方々をお願いしたい主な取り組み>>

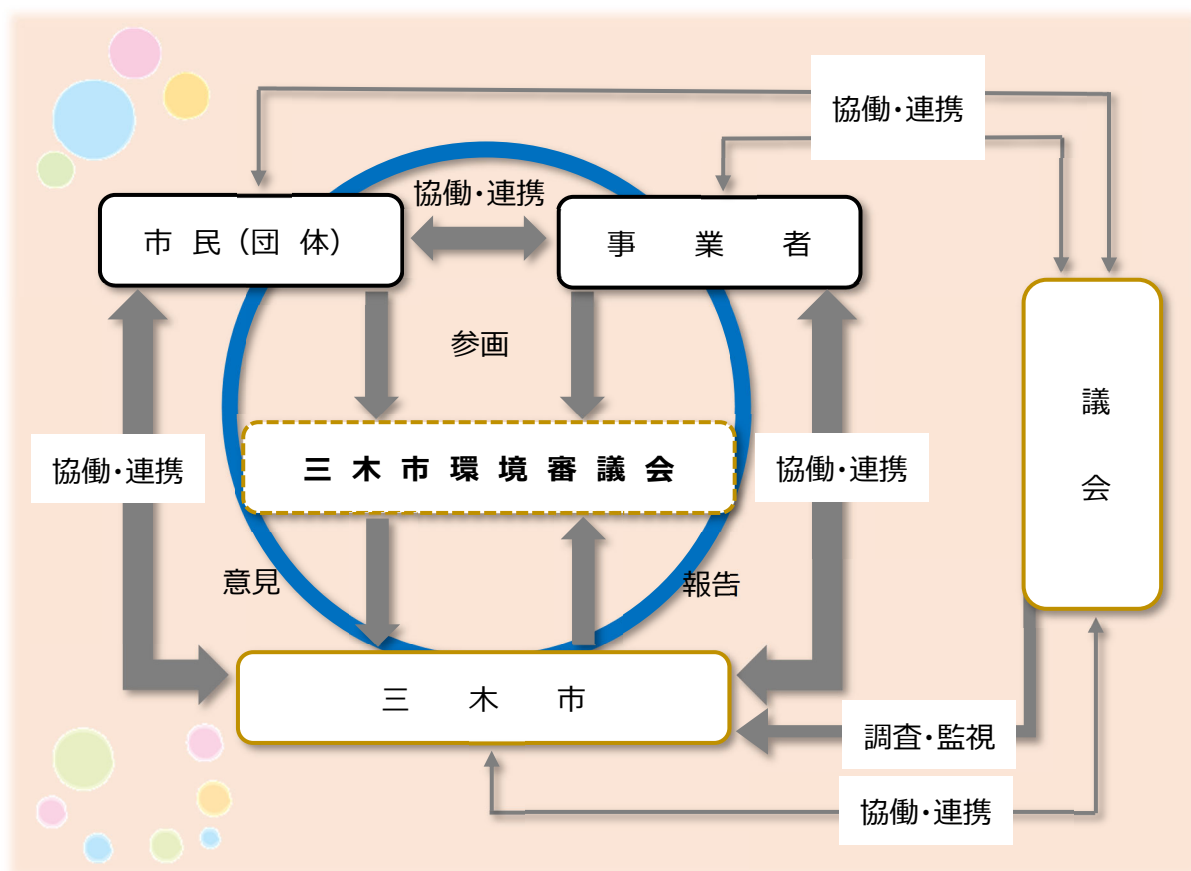
| 取り組み内容                                | 市民 | 事業者 |
|---------------------------------------|----|-----|
| ① 公民館などにおける地域のエコリーダーの養成に向けた学習会への参加    | ●  |     |
| ② 従業員に対する社内における環境教育の実施                |    | ●   |
| ③ 地域で実施する環境保全活動への協力・参加                | ●  | ●   |
| ④ 環境への影響が少ない事業活動の実施                   |    | ●   |
| ⑤ ホームページや広報等を活用した環境に関する情報の収集          | ●  | ●   |
| ⑥ 「SDGs」の理念や意義等への理解と環境への影響が少ない取り組みの実施 | ●  | ●   |

# ▶▶ 第 6 章 推進体制と進行管理 ◀◀

## 1. 推進体制

「第 3 次三木市環境総合計画」に掲げた取り組みを実施する際は、地域の各主体の参画を図ると同時に、施策の推進に向けた庁内の合意形成などに努めます。

また、市民や事業者は、地域におけるまちづくりの主人公として、その行動が大きな意味を持つため、「第 3 次三木市環境総合計画」の推進においては、各主体が緊密に連携・協働しつつ、市内の環境を守り育てていく体制の構築をめざします。



### 計画の推進にあたって

#### (1) 環境審議会

毎年度、事務局から「第 3 次三木市環境総合計画」で掲げた施策の進捗状況を報告した上で、総合的な観点から意見等を募り、適宜、計画の推進に反映します。

#### (2) 庁内の推進体制

「第 3 次三木市環境総合計画」の推進にあたっては、市内部の関係各課と緊密に調整を図り、施策や各種事業の円滑な実行に努めます。同時に、施策や各種事業の進捗状況を市のホームページや広報などを活用して広く情報発信に取り組みます。



## 2. 進行管理

「第 3 次三木市環境総合計画」を着実に推進し、実効性のある計画としていくため、Plan（計画の策定・改定）、Do（計画の実施・運用）、Check（計画の点検及び評価）、Action（計画の見直し）の「PDCA サイクル」に基づき、これらの一連の流れを繰り返し行いながら計画の進行状況の把握と課題の解決に努めることで、継続的な改善を図ります。

なお、計画期間の最終年度である 2030 年度に、5 つの基本目標で設定した指標を基に計画の点検及び評価を行います。

今後、「第 3 次三木市環境総合計画」及び個別計画に基づく各種事業を実施するとともに、その結果を市のホームページや広報などを活用し、広く情報発信に取り組みます。

